

Maido!

中小企業と組合をサポートします。
創業・起業を応援！

<https://www.maido.or.jp>

2024
秋号
Autumn

第66回中小企業団体大阪大会



第66回中小企業団体大阪大会



特集

**労務費等の
価格転嫁交渉に
団体協約を
活用しよう!**

**・ 第66回中小企業団体大阪大会
・ 労務費等の価格転嫁交渉に
団体協約を活用しよう!**

大阪府中央会お知らせコーナー

- ・ 賃上げに対応する中小企業の成長力向上策と支援
- ・ 人手不足と外国人労働者の活用
- ・ インボイス制度開始後の課題とその解決策 ②
- ・ 自社でのセキュリティ対策には限界あり! 専門家との協力がカギ

 大阪府中小企業団体中央会

有利

掛金は全額非課税
掛金の一部を国が助成

簡単

外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ

安心

確実な退職金支払
安心の資産運用

中退共
CHU-TAI-KYO

退職金は直接退職者に
支払われます。

お近くの金融機関等の
窓口でお申込みください。

パートタイマーさんも
家族従業員も加入できます。

掛金は、従業員ごとに
16種類から選択できます。

転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

人材の定着に。

従業員の意欲の向上にもつながります。

詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索



お気軽にお問合せください

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

目 次

2024年 秋号 775号

特 集

- 第66回中小企業団体大阪大会を開催 2
労務費等の価格転嫁交渉に団体協約を活用しよう！ 16

組合等事業向上 支援事業関連情報

- 中小企業組合等の活性化を中央会が支援します！ 20
大阪府委託事業「中小企業組合運営指導事業」 21

大阪府中央会 お知らせコーナー

- 賃上げに対応する中小企業の成長力向上策と支援 22
人手不足と外国人労働者の活用 24
インボイス制度開始後の課題とその解決策 ② 26
自社でのセキュリティ対策には限界あり！
専門家との協力がカギ 28
経営課題を専門家と一緒に解決
(中小企業活性化サポートセンター) 30
中小企業省力化投資補助金のご案内 31

共済制度

- 大阪府中小企業団体中央会各種共済制度のご案内 33

中央会日記

- 大阪府中央会の行事予定 40

特 集

組 合 等
事業向上
支援事業
関連情報

大 阪 府
中 央 会
お知らせ

各 種
共済制度

第66回中小企業団体大阪大会を開催



大会の概要

去る9月18日（水）マイドームおおさかにおいて、第66回中小企業団体大阪大会を開催致しました。

大会では、「原油、原材料、物価高騰に対する中小企業支援策や実効性のある価格転嫁対策、大阪・関西万博への中小企業等参画支援」等を重点とする総合委員会をはじめ、金融、税制、労働、商業・流通、工業・環境の各専門委員会より提出された28件の要望事項並びに大阪府中央会を含む4団体共催による「大阪府中小企業再生アピール」を満場一致で議決し、大会宣言並びに大阪府中小企業再生アピール要望書を近畿経済産業局長（代理：鈴木産業部長）、大阪府知事（代理：馬場商工労働部長）に手交しました。

なお、本大会で議決された要望は、10月24日に福井県において開催される第76回中小企業団体全国大会を経て、また採択された「大阪府中小企業再生アピール」についても、後日、内閣総理大臣、各省大臣などに送付されます。

大会の目的

我が国経済は、コロナ禍を乗り越え着実な改善傾向にあるなか、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の効果も相まって、企業収益と物価、賃金の好循環が実現する「新たな経済の移行」が期待されています。

また、2025年4月13日から10月13日まで、大阪市夢洲地区において50年ぶりとなる大阪・関西万博が開催されるなど、経済の好循環が期待できます。

その一方で、多くの中小企業・小規模事業者（以下、中小企業等）においては、ウクライナ、イスラエル・ガザなど不安定な海外情勢や円安等に伴う物価高の継続、労務費等の上昇による価格転嫁の問題、構造的な人手不足や賃上げ問題など様々な経営課題に直面しています。

このような状況を克服し、我が国がポストコロナ時代に向けて本格的な景気回復を実現するためには、価格転嫁やDX、生産性向上、省力化・省人化など中小企業等の事業活動に有効となる各種支援策を速やかに実施することにより、社会経済活動の活性化を図っていく必要があります。そのためには中小企業組合を始めとする連携組織での取り組み強化とともに、その専門支援機関である本会が果たす役割はこれまで以上に重要となってきます。

本大会は、府内中小企業団体の代表が一堂に会し、団結と連携のもと、自らの決意を内外に表明するとともに、国や大阪府等に対し積極的な中小企業施策の推進を強く訴え、今後の企業経営の安定と繁栄を図ることを目的として開催するものです。

大会の内容

1. 講演
2. 会長挨拶
3. 来賓祝辞
近畿経済産業局、大阪府
4. 来賓紹介
5. 表彰
知事表彰（組合経営功労者）
会長表彰（優良組合）
（組合経営功労者）
（組合事務局優秀専従者）
（中央会共済事業促進優秀者）
6. 議長選任
7. 議案審議
8. 議案採決
9. 決議
10. 宣言
11. 大阪府中小企業再生アピール
12. 大阪大会決議／再生アピール手交
13. 会員交流会

1. 講演

コシノジュンコ氏より、「万博とファッションの持つエネルギー」をテーマにご講演いただきました。

はじめに、コシノ氏と大阪、そして大阪万博との関係についてお話しされました。続いて、「大阪は2回



講演
コシノジュンコ氏

も万博を開催するとともにパワーのある都市である。大阪湾は海につながっている。海は世界に繋がっている。世界的祭事である万博を大阪湾の近くで開催できる。まさに万博にふさわしい場所である。」と述べられました。また「1度目の万博は、未来にどのような乗り物があるかなど、未来の世界に希望を抱くものであった。今回の万博は、ウェルビーイングをテーマとしており健康に焦点を当てている。」と説明され、「健康でなければ行動することができない。健康でなければ、未来を切り開くことができない」と述べられました。

さらに、1度目の万博の時は、パビリオンのユニフォームデザインに携わったとのことで、当時の企業背景とユニフォームの関係性について説明されました。そして、「ファッションは、文化や背景を融合し表現するものであり、世界に大阪を見せるために、衣装の見せ方はとても大切なことだ。」とされました。

次に、コシノ氏が大切にされている『かきくけこ』について“か”は感謝、“き”は希望をもって前向きに、“く”はくよくよしない、“け”は健康でいる、“こ”は行動することである。思い立ったら行動すること、行動しないとにも始まらない。万博開催に向け1日1日の行動の積み重ねが重要であり、積極的に行動していくことが大切である。」とされました。

最後に、「祭りは、ワクワクするものであり、成功に向け一丸となり結束力を強化するものである。大阪の活力と結束力を世界に発信していく万博となるよう、ファッションデザイナーとして尽力していきたい。」と締めくくられました。

コシノ氏による今回の講演は、ファッション業界の現状や具体的な取り組み、万博とファッションとの関係性についてよくわかる内容で、参加者にとって大変有意義なものになるとともに、2025大阪・関西万博を盛り上げるためにふさわしいものとなりました。

2. 大会会長挨拶

(挨拶要旨)

本日ここに、国、大阪府、大阪商工会議所をはじめ中小企業団体のご代表のご来賓の方々、また、多くの会員の皆様方にご参加いただき、第66回中小企業団体大阪大会を、このように盛大に開催することができました。これもひとえに、会員並びに関係団体・機関の皆様方の格別のご支援、ご協力の賜物でございます。この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

また、本日表彰を受けられます皆様方、誠におめでと

うございます。永年に亘ります、所属組合、業界団体へのご尽力に対し敬意を表しますとともに、この度のご栄誉を心からお祝い申し上げます。

さて、ご承知のように去る7月26日から17日間にわたり開催されたパリオリンピック、またその後、8月28日から12日間にわたり開催されたパリパラリンピックでは、柔道、体操、レスリング、車いすラグビーなど様々な競技における日本人選手団の活躍に日本中が心を打たれ、オリンピックにおけるメダル獲得数が過去最高を記録するなど、大変明るい話題を届けてくれました。

来年、開催される2025大阪・関西万博も今回のオリンピック・パラリンピック同様、大いに盛り上がってくれることを願っております。

今年のお大阪大会は、来年4月に開催を控えた大阪・関西万博を大阪の中小企業団体としても盛り上げるため、先ほどの講演会では万博シニアアドバイザーのコシノジュンコさんにご講演をいただきました。

また、万博キャラクターのミャクミャクも駆けつけてくれました。

また、本会では、万博会期中の7月15日～21日の7日間、「パワースポット IN OSAKA 中小カンパニー」という企画名で11社の事業者とともに、大阪ヘルスケアパビリオンに出展いたします。

万博は、我が国中小企業の高い技術力やサービス、伝統工芸などの魅力を国内外にアピールする絶好の機会でございます。企業がその機会を最大限に活用し、ポストコロナ時代に向けて持続的な成長、発展を遂げられるよう、心から期待しているところでございます。どうか、本日ご参会の皆様方もお誘い合わせのうえ、万博会場まで足を運んでいただきたいと思います。

さて、我が国経済は、新型コロナウイルスの5類移行により、社会経済活動の正常化が進み、32年ぶりとなる4.42%の高水準の賃上げ、国内投資も30年ぶりに100兆円にまで回復する見込みとなるなど着実な改善傾向にあり、政府による「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の効果もあって、企業収益と物価・賃金的好循環が実現することが期待されています。

しかしながら、多くの中小・小規模事業者においては、原材料や諸物価の高騰、進まない価格転嫁、2024年問題に伴う人材不足の問題、最近では、日経平均株価が歴史的な急落急騰を記録するなど、様々な経営課題を抱え、依然として厳しい環境が続いております。

このような状況のなか、先月、2024年10月1日から適用される最低賃金の大幅な引き上げが決定いたしました。2024年度の最低賃金は全国加重平均で51円の引上げとなる1,055円、大阪府では1,114円となり、厳しい経営環境にある中小・小規模事業者にとって大きな打撃となることは必至であります。政府には、我が国経済を地域から支えているのは、事業所の99%を占める中小・小規模事業者であることを十分に理解していただき、持続的な賃上げを可能とする環境整備など、幅広い支援策をしっかりと実施していただくよ



大阪大会開会挨拶
大阪府中小企業団体中央会
野村会長

う、強く期待したいところでございます。

また、本会では今年度から新たにスタートいたしました「中小企業省力化投資補助事業」の地域事務局を務めております。事業はまだスタートしたばかりですが、中小企業にニーズのある設備が数多くカタログに登録され、多くの方々に活用していただけるよう、全国中央会と連携しながらしっかりと事業を推進してまいります。

引続き、会員組合並びに企業の皆様のニーズにしっかりと対応した、きめ細かな支援に全力で取り組んでまいりる所存でございますので、何なりと事務局へご相談いただければと思います。

本日は、この後、総合、金融、税制、労働、商業・流通、工業・環境の各委員会より提出された要望事項に係る議案をご審議いただきます。

それぞれの議案は、諸物価の高騰に対する中小企業支援や実効性のある価格転嫁対策、インボイス制度導入に係る中小・小規模事業者の負担軽減を目的とした対応策の構築、2024年問題に対する中小企業への支援策など、多くの中小企業・小規模事業者にとって重要な要望事項となっております。

本日、ご臨席の近畿経済産業局、大阪府商工労働部をはじめ各関係機関の皆様におかれましては、議案の要望事項に対するご理解と必要な予算措置を含めました、中小企業団体並びに中小・小規模事業者への絶大なるご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びにあたりまして、ご来賓の方々、また、会員の皆様方におかれましては、引続き中央会の各種事業活動の推進に、ご理解と格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 来賓祝辞

来賓を代表し、信谷近畿経済産業局長（代理 鈴木産業部長）、吉村大阪府知事（代理 馬場商工労働部長）からご祝辞をいただきました。



近畿経済産業局長
（代理：鈴木産業部長）



大阪府知事
（代理：馬場商工労働部長）

4. 来賓紹介

ご臨席いただいたご来賓は別紙一覧のとおりです。
（来賓一覧 12頁参照）

5. 表彰

大阪府知事表彰として組合経営功労者13名が、大阪府・馬場商工労働部長から表彰状並びに記念品を授与されました。また、大阪府中小企業団体中央会会長表彰として優良組合5組合、組合経営功労者76名、組合事務局優秀専従者9名、中央会共済事業促進優秀者5名が、野村会長から表彰状並びに記念品を授与されました。



知事表彰受賞者総代
大阪府鉄構建設業協同組合 理事長 佐野 勝也氏



優良組合表彰受賞者総代
阪奈家電・住設事業協同組合 理事長 柳田 凱弘氏



組合経営功労者表彰受賞者総代
大阪中小企業振興協同組合 理事長 北村 譲氏



組合事務局優秀専従者表彰受賞者総代
大阪金属リサイクル工業協同組合 事務局長
河東 美智子氏



中央会共済事業促進優秀者表彰受賞者総代
大樹生命保険株式会社大阪支社 橋見 由起氏

6. 7. 8. 議事

大会議長には野村会長を選出し、大阪府中央会吉木副会長による議案説明の後、28件の議案が一括上程され、満場一致で可決されました。(詳細は6頁～8頁参照)

9. 10. 決議・宣言

大会決議(案)を吉田副会長が、大会宣言(案)を榎山副会長それぞれ力強く読み上げ、満場一致で決定されました。(詳細は9頁～10頁参照)



大会決議(案)説明
大阪府中央会 吉田副会長



大会宣言(案)説明
大阪府中央会 榎山副会長

11. 12. 大阪大会要望事項／再生アピール手交

大阪府商工会議所連合会、大阪府商工会連合会、全大阪小売商団体連盟、大阪府中小企業団体中央会の4団体共催による大阪府中小企業再生アピール(詳細は11頁参照)が行われ、満場一致で採択されました。採択されたアピールと大阪大会で決議された要望事項が「要望書」として、各政党(自民党、公明党、立憲民主党、国民民主党、大阪維新の会、日本共産党)の代表者及び近畿経済産業局、大阪府に手交されました。



大阪大会要望事項／再生アピール手交

13. 会員交流会

大会終了後、ミヤクミヤク・来賓を囲んで会員交流会を開催いたしました。野村会長の挨拶に続いて、全国中小企業団体中央会の田上事務局長より乾杯のご発声をいただき開宴となり、会員同士の交流が深まりました。



乾杯
全国中小企業団体中央会
田上事務局長

第66回中小企業団体大阪大会決議事項

【重点要望事項】は太字で示しています。

総 合

1. 中小企業が業績の改善・向上を伴う持続的な賃上げができるよう、あらゆる施策を総動員して、賃上げの原資が確保される環境整備を図るとともに、支援策の強化・拡充を図ること。
2. 我が国の雇用の7割を支える中小小規模事業者が、賃上げに必要な十分な原資を確保できるよう、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・活用を促進するとともに、転嫁拒否が疑われる事案に対しては厳しい罰則を設けるなど、政府主導で強力かつ実効性のある価格転嫁対策を講じること。
3. 国及び地方公共団体は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、官公需対策を拡充・強化するため、次の対策を講じること。
 - (1) 官公需発注機関に対して、官公需適格組合制度の周知を徹底するとともに、その趣旨に鑑み、随意契約の対象として明記するなど、官公需適格組合への発注増大に努めること。また、中小企業への随意契約の活用を促進するために、少額随意契約の適用限度額を大幅に引上げること。
 - (2) 「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、物価高に負けない賃上げ実現のため、官公需においても価格転嫁を進める旨が新たに明記されたが、その内容が、国・地方公共団体など全ての発注機関において適正に運用されるよう周知・指導を徹底すること。
 - (3) 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示している中小企業向け契約目標について、国が率先して目標達成に向けて取組むとともに、地方公共団体においても同様の取組みが行われるよう周知・指導を徹底すること。
4. 2025年大阪・関西万博においては、その経済効果が中小小規模事業者にも波及するよう、次の措置を講じること。
 - (1) 会場整備や運営における調達案件に関しては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の理念を尊重して、幅広い分野で中小企業、中小企業組合及び官公需適格組合に発注すること。また、会場建設の最終工程を担う、設備や内外装、展示工事等について、適切な工事期間が確保されるよう、国・万博協会は、工事全体が円滑に進むよう万全の対策を講じること。
 - (2) 中小企業組合等が万博と連携して実施する機運醸成のイベントや、万博来場者の需要を獲得するために実施する会期中の会場外イベント、万博来場者を各地域・イベントに誘客するためのプロモーション等に対する支援策を構築すること。
 - (3) 万博パビリオン等に出展する中小小規模事業者の製品開発や出展に係る経費について、資材費高騰等に直面していることを踏まえ、財政支援等の措置を講じること。
5. 中小小規模事業者の新たな成長、持続的発展に向けた取組みを後押しするため、次の支援策を講じること。
 - (1) ITの導入やデジタル化による生産性向上等の取組みを支援する「IT導入補助金」等について、DXの推進に資するシステム・設備の導入など、支援策を拡充すること。
 - (2) 組合等を活用した中小小規模事業者の販路拡大を実現するため、「共同・協業販路開拓支援補助金」について、切れ目のない複数年にわたる予算措置を講じること。
6. 組合等の連携組織を通じて中小企業の活性化に取り組んでいる中小企業団体中央会に対し、中小企業等協同組合法第74条に規定された事業を円滑に行うことが出来るよう財政措置を講じること。
また、中小企業等協同組合法を改正し、中小企業団体中央会に対する都道府県の財政措置を明記すること。
7. 事業承継を円滑に推進するためには、後継者難倒産を防止することが重要である。このため、事業承継に係る支援策の周知・相談体制の充実・強化を図ること。
8. 個人事業者や一人親方等による業務の請負、いわゆる「フリーランス」事業者に関する問題に対応するため、フリーランス保護新法が制定されたが、施行に際して次の施策を行うこと。
 - (1) 取引の適正化と就業環境の整備を含め、新法で規定されている内容が実行されるよう必要な措置を講じること。
 - (2) 発注事業者の法令順守のための普及・啓発を強化すること。
 - (3) フリーランスが自分の能力や資格を活かして事業活動が行えるよう、新法に則った必要な支援を行うこと。

金融

1. 商工組合中央金庫は、政府保有の株式売却後も組織金融機関という基本理念に加えて、中小企業団体中央会等が新たに株主となることを十分に踏まえて、中央会会員組合及び組合員企業が賃上げ、人材確保、DX推進等の課題を解決し、持続的な発展ができるよう機能の充実・強化を図ること。
2. 内閣府策定の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に基づく金融機関の事業性融資については、スタートアップだけでなく、新しい資本主義の実現に向け事業再構築等を行う中小企業が円滑に資金調達を行えるように、民間金融機関による事業性評価融資の拡充など、制度の充実を図ること。
3. 中小企業の事業再生や事業再構築に向けた措置として、コロナウィルス関連融資等の借入債務について、コロナ借換保証制度の有効的な活用や事業者の返済能力に応じて返済条件の緩和、返済猶予、融資金利見直し等事業者への配慮を行うこと。

税制

1. 法人事業税における外形標準課税の中小企業への適用拡大は絶対に行わないこと。また、中小企業・小規模事業者の法人税の軽減税率を恒久化すること。
2. インボイス制度については、中小・小規模事業者の負担軽減を図るため、次の対応策を講じること。
 - (1) 特例等については、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の終了後においても、多くの免税事業者が市場取引から排除されることを防ぐため、中小企業・小規模事業者の負担軽減を目的とした支援策を講じること。
 - (2) 少額特例を恒久的措置とすること。
 - (3) 免税事業者である協同組合等との取引を行った場合については、インボイスを発行できる新たな制度を創設すること。
 - (4) インボイス制度の導入により、消費税納税者数及び申告事務の大幅な増加が見込まれることから、消費税と所得税の確定申告の期限を統一すること。
3. 中小企業向け賃上げ促進税制について、要件を緩和するとともに恒久化を図ること。
4. 事業承継税制の特例措置について、法人版及び個人版ともに中小企業・小規模事業者等が積極的に活用できるようにするため、それぞれ承継計画申請等の手続きの簡素化を図ること。
また、相続・贈与に係る適用期限の延長を行うこと。

労働

1. 「2024年問題」といわれる運送業、建設業等への時間外労働の上限規制の適用が始まり、対応に迫られる中小企業に対して、適用開始後も引き続き支援を行うこと。特に大阪・関西万博の準備が本格化する中、法令順守と合わせて労働力の確保ができるよう支援を行うこと。
2. 最低賃金の引上げについては、地方最低賃金審議会において都道府県の状況に応じた審議を行うこと。また中小企業の支払い能力を超えない水準の引き上げにとどめること。
3. 外国人技能実習生、特定技能外国人労働者とも受け入れ職種の拡大を図るとともに受入の際に必要な書類や手続きについて、オンライン化を含めた簡素化・迅速化を図ること。
技能実習に代わる新たな在留資格「育成就労」については、制度移行に伴う混乱を避けるため、適宜情報提供を実施するとともに十分な制度移行期間を設け、制度移行の手続きに対する支援を実施すること。また制度移行に伴って受入職種・受入人数が減少することがないように、制度設計を行うこと。
4. 「年収の壁」の解消を目指した支援強化パッケージの運用については、中小企業・小規模事業者が「年収の壁」対応に向けた取り組みを確実にできるよう支援策を講じるとともに、扶養控除における年収要件の撤廃を含めた抜本的な見直しを行うこと。
また、中小企業・小規模事業者の従業員の実質賃金の引上げを図るため、中小企業・小規模事業者の従業員に限定し、新たな所得控除を創設すること。
5. 「人への投資」を推進するにあたっては、労働者から企業へ、大企業から中小企業へ支援の軸足をシフトすること。また労働生産性向上のカギとなるデジタル技術の活用推進のため、中小企業のデジタル投資とデジタル人材の

確保に向けた取り組みを引き続き支援すること。

- (1) D X・G Xのカギとなるリスクリングについては、中小企業単独では難しいため、組合等を通じた支援が実施できるよう施策を行うこと。また大企業の人材・ノウハウを中小企業で活用できるように、兼業・副業の促進を図ること。
 - (2) 人材の流動化を促進するにあたっては、中小企業の人材の確保につながるよう解雇規制の緩和を含めた施策など、大企業に人材が偏在することのないよう必要な施策を講じること。
6. 社会保険料については、中小企業の経営実態等に配慮し、事業主に対する社会保険料負担がこれ以上過度にならないよう、公費負担の割合を増やすなど抜本的な見直しを行うこと。
- 特に雇用保険料については、保険財政の立て直しに際して国庫の負担割合を引き上げ、安易に雇用保険料率の引き上げに頼ることのないようにすること。

商業・流通

1. 中小・小規模事業者の取引条件の改善及び公正な取引環境整備のため次の対策を講じること。
 - (1) 「2024年問題」を抱える運送業者の価格転嫁が適切に行われるよう、価格据置きへの対応を含めた「買いたたき」の取り締まりや荷主を下請法の対象とするなど、下請法の改正を早急に行うこと。また「パートナーシップ構築宣言」については、実効性を検証するとともに、価格転嫁に資する内容とすること。
 - (2) 中小企業等協同組合法に基づく団体協約締結制度については、組合員の価格転嫁が円滑に進められるよう、国の権限を強化すること。
 - (3) 国は、商業・物流業において、優越的地位の濫用と不当廉売に該当する事業者に対して罰則強化を行い、取引の公正化を促進すること。
2. 2025大阪・関西万博の開催や将来のI R事業に国内・国外から多くの観光客の来場が予想され、大きな経済効果が期待される。しかし、その一方ではオーバーツーリズムや人材不足などの課題が懸念される。これらの課題を解決し、中小・小規模事業者が経済効果を享受できるよう、インフラ整備をはじめ必要な施策を講じること。
3. 「2024年問題」「2025年の崖」といった厳しい経営環境に直面する中小流通業、中小卸売・小売業が、経営の安定化を図れるよう、次の措置を講じること。
 - (1) 物流及び運輸業界における「2024年問題」対応支援策として、荷主企業への物流に対する意識改革強化、取引の適正化、流通網の機能強化といった支援強化を実行すること。
 - (2) 中小卸売・小売業が人材不足や人件費・原材料高騰、多様化する消費者ニーズへの対応や生産性の向上などの課題に対応できるよう、大手E Cサイトへの出店などB t o C促進のための支援策の充実強化を図ること。
 - (3) 中小流通業、中小卸売・小売業は「2025年の崖」により経済停滞が生じることが懸念されており、D X化の促進は喫緊の課題となっているので、中小流通業、中小卸売・小売業でのD X化を促進させるための支援策強化を早急に講じること。
4. 流通業務市街地整備法は、現在の商業・流通環境に齟齬をきたしているため、業種制限等を廃止し、卸商業団地において異なる業種・業態の誘致や用途拡大等、資産の有効活用が図れるよう、制度改正を行うこと。

工業・環境

1. 国は中小企業が事業活動を積極的に行っていくために革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善につながる設備投資等を支援するため、「ものづくり補助金」ならびに「中小企業省力化投資補助金」を恒久化すること。また、補助金を必要とする中小企業に対して、活用促進につながる情報発信やフォローアップ体制の整備を強化すること。
2. 国は中小企業が災害時に事業継続や迅速な復興をできるように、事業継続や危機管理体制の構築といった中小企業のB C P策定に向けた自主的な取り組みを促進するための支援とB C P策定後のフォローアップ体制を強化するなど、必要な措置を講じること。
3. 国は中小企業におけるS D G sの自主的な行動を促進させるための普及啓発を強化すること。併せて中小企業が実施する自主的な行動を支援するため、補助金審査での加点項目化や入札参加資格での優遇措置などの新たな制度を早急に創設すること。

第66回中小企業団体大阪大会決議

本大会において採決された、持続的な賃上げ実現に対する支援策の強化拡充、政府主導による強力かつ実効性のある価格転嫁対策の実施、2025年大阪・関西万博への中小企業等参画支援など総合的な政策関係8件や、商工組合中央金庫の機能の充実・強化など金融関係3件、インボイス制度導入後における負担軽減を目的とした対応策の構築など税制関係4件、2024年問題に対する中小企業への継続支援や新たな外国人受入制度である育成就労制度の構築など労働関係6件、中小・小規模事業者の取引条件改善に向けた公正な取引環境の整備など商業・流通関係4件、「ものづくり補助金」並びに「中小企業省力化投資補助金」の恒久化など工業・環境関係3件、これら重点要望13件を含む合計28件の要望事項は、中小企業・小規模事業者が長期化するウクライナ情勢などに伴う原油価格をはじめとする資材・原材料の高騰、価格転嫁、最低賃金の大幅引上げなど現下の厳しい経営環境を生き抜くために欠かすことのできない緊急の課題である。

我々は、ここに中小企業団体大阪大会のもと、その総力を結集して要望事項の早期実現を国及び大阪府に対して、強く求めるものである。

また、中小企業団体中央会が、中小企業組合等を通じて中小企業及び小規模事業者の振興、発展を支える重要な役割を担っていることから、国は都道府県を通じて各中小企業団体中央会に対して補助金を交付している。にも拘らず、大阪府は平成23年度から大阪府中小企業団体中央会への補助金交付を行っていない。このことは中小企業憲章並びに中小企業等協同組合法の主旨に反したものであり、大阪府中小企業団体中央会が法律に基づく中小企業・小規模事業者に対する各種支援事業を円滑に実施できるよう、国及び大阪府に対して、十分かつ安定的な予算措置を強く求めるものである。

令和6年9月18日

第66回中小企業団体大阪大会

第66回中小企業団体大阪大会宣言

我が国経済は、デフレから脱却し、成長型経済を実現させるチャンスを迎えている。しかしながら、その中心的役割を担う我々中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、ウクライナ情勢の長期化などに伴う原材料やエネルギー価格の高騰、不十分な価格転嫁や最低賃金の大幅引き上げによる人件費の上昇、さらには、深刻な人手不足など、さまざまな課題への対応に追われ、厳しい状況が続いている。

このような中で、中小企業・小規模事業者が直面している多様な課題に前向きに対応し、成長型の新たな好経済ステージにおいて成長・発展を遂げていくためには、DX推進やさらなる生産性向上への対応などにより、自らの経営基盤を強化していくとともに、中小企業組合をはじめとする連携組織のネットワークを積極的に活用し、経営資源の相互補完や新事業・経営革新等の積極的展開を図っていくことが極めて重要である。

本日、大阪府内の中小企業団体は、中小企業対策並びに組合等連携組織対策について重点要望13件を含む合計28件の要望事項を決議した。

国及び大阪府は、わが国経済・雇用を支えている中小企業・小規模事業者が希望を持ち、将来に向かって成長・発展していくことができるよう、中小企業への支援強化が今こそ必要であることを再認識し、本大会が決議した事項を早急に実現すべきである。

我々もまた、中小企業組合の基本理念である「相互扶助の精神」の下、経営資源の相互補完、経営革新や新事業展開等に積極的に取り組み、総力を挙げて自らの経営の安定と繁栄を図り、もってわが国経済の発展に寄与せんとするものである。

以上、宣言する。

令和6年9月18日

第66回中小企業団体大阪大会

大阪府中小企業再生アピール

日本経済はいま、デフレから脱却しダイナミズムをとりもどすチャンスにある。しかし、本来ダイナミズムを支えるべき中小企業等は、円安をはじめ、エネルギー・原材料価格、人件費等の上昇、また不十分な価格転嫁等による“歪み（ひずみ）”を引き受けざるを得ない窮状にある。

政府はまず、中小企業等を襲う“歪み（ひずみ）”を解消すべき。そのうえで、地域経済の供給制約を招くに至っている深刻な人手不足に対応するため、省力化投資の支援を抜本強化されたい。また事業継続に加え、承継や再生・廃業といった選択肢を示し、中小企業等の適切な新陳代謝を促進すべき。さらに円安を活かした輸出強化策や、2025年大阪・関西万博を活かした新技術の社会実装、インバウンド受入強化等も必要。かかる観点から、ここに我々4団体の総意として次の通り要望する。

記

1. 中小企業等を襲う“歪み（ひずみ）”を解消すべく、賃上げ促進税制の大幅な拡充や、労務費を含む価格転嫁等取引適正化の強力な推進を行うこと。
2. 深刻な人手不足への対応として、省力化投資を加速させるため、中小企業省力化投資補助金やIT導入補助金等の大幅な拡充、中小企業の省力化投資を推進する人材の確保・育成支援などを行うこと。
3. 2025年大阪・関西万博を活かした成長支援として、高付加価値観光商品の造成や、多言語表示の充実等、継続的なインバウンド需要獲得のための中小企業の対応支援を拡充するとともに、万博で展示された製品・サービスの社会実装を見据え実証実験や開発等を支援すること。
4. 事業承継・M&A、再生、廃業・再チャレンジなど、企業の置かれたフェーズにあわせた支援を強化し、自己変革を促すこと。加えて、経済の活性化に向けて起業・創業の担い手確保に資する支援を行うこと。
5. 小規模事業対策ならびに中小企業連携組織対策推進事業の地域間格差が生じないよう、全国的な基準や指針を示すなど、国の責任で大阪府を指導し、中小・小規模企業の支援体制に万全を期すこと。大阪府も両対策の必要性を強く認識し、十分かつ安定的な予算や実施体制の確保に主体的に努めること。

以 上

大阪府商工会議所連合会
大阪府商工会連合会
大阪府中小企業団体中央会
全大阪小売商団体連盟

第66回中小企業団体大阪主席来賓（順不同・敬称略）

所属名	役職名	氏 名
自由民主党	参議院議員	太田 房江
自由民主党	大阪府連 事務局	島田 賢司
公明党	大阪府本部 副代表	杉ひさたけ
公明党	衆議院議員	浮島 智子
公明党	衆議院議員	鰐淵 洋子
公明党	大阪府議会議員	八重樫善幸
立憲民主党	大阪府総支部連合会代表	森山 浩行
国民民主党	大阪府連 副代表	平岩まさき
大阪維新の会	大阪府議会議員	金城 克典
大阪維新の会	政務調査会長	岡崎 太
日本共産党	大阪府委員会	宮本たけし
日本維新の会	衆議院議員	青柳 仁士
日本維新の会	衆議院議員	池下 卓
日本維新の会	衆議院議員	守島 正
日本維新の会	参議院議員	浅田 均
全国中小企業団体中央会	事務局長	田上 宏運
近畿経済産業局	産業部長	鈴木 貴詞
近畿経済産業局	産業部 中小企業課長	八田 明洋
大阪労働局	雇用環境・均等部長	光永 圭子
近畿農政局	食品企業課長	高野 新
近畿農政局	食品企業課 課長補佐	森 啓子
公正取引委員会 事務総局	下請課長	樋田 高文
大阪府商工労働部	部長	馬場広由己
大阪府商工労働部	中小企業支援室長	元木 一典
大阪府商工労働部	中小企業支援室商業振興課長	藤澤 知治
大阪府商工労働部	商業振興課団体グループ課長補佐	樋口 徹也
大阪府商工労働部	商業振興課団体グループ総括主査	木矢 昌宏
大阪市経済戦略局	産業振興部長	河渕 秀樹
大阪府商工会議所連合会	副会長	小倉 庸敬
大阪商工会議所	理事・中小企業振興部長	松岡 誠
公益財団法人大阪産業局	常務理事	村上 和也
大阪府商工会連合会	会長	上村 一彦
独立行政法人日本貿易振興機構	大阪本部長	庄 秀輝
公益社団法人関西経済連合会	労働政策部長	平岡 潤二
一般社団法人大阪卸商連合会	会長	吉木 学
一般社団法人大阪卸商連合会	専務理事	山田 桂三
全大阪小売商団体連盟	副会長	高田 和夫
一般財団法人大阪労働協会	専務理事兼事務局長	辻本 秀也
大阪府職業能力開発協会	専務理事兼事務局長	土肥 洋子
独立行政法人中小企業基盤整備機構	近畿本部長	村上裕二郎
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	統括	寺床 真悟
一般社団法人大阪府中小企業診断協会	理事長	津田 敏夫
大阪府社会保険労務士会	大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターセンター長	南 龍男
株式会社商工組合中央金庫	執行役員大阪支店長	樽床 晃次
株式会社商工組合中央金庫大阪支店	営業第一部長	坂下 義信
株式会社商工組合中央金庫堺支店支	支店長	阪本 正治
株式会社商工組合中央金庫船場支店	支店長	末次 隆浩
株式会社商工組合中央金庫東大阪支店	支店長	小島 栄二
株式会社日本政策金融公庫大阪支店	副事業統轄	山本 知宏
株式会社日本政策金融公庫大阪支店	国民生活事業 筆頭副事業統轄	角倉 史峰
大阪中小企業投資育成株式会社	取締役	菅 靖二
大樹生命保険株式会社	副支社長（法人推進部長）	田舎 雅之
損害保険ジャパン株式会社	大阪金融公務部第一課長	森 久之
損害保険ジャパン株式会社	大阪金融公務部第一課	竹村 弥生
東京海上日動火災保険株式会社	関西法人営業部 大阪公務金融室課長代理	堀田 峰子
共栄火災海上保険株式会社	大阪支店 副支店長兼直轄営業課長	時田 道浩
大阪府中小企業組合士協会	副会長	妻鳥 光伸
大阪府中小企業団体中央会	顧問弁護士	藤原 弘朗
大阪府中小企業団体中央会	顧問税理士	井関 新吾
大阪府中小企業団体中央会	顧問税理士	坂本 幹雄
大阪府中小企業団体中央会	顧問	尾池 良行

第66回中小企業団体大阪大会被表彰者(敬称略・順不同)

大阪府知事表彰(13名)

吉岡 宗和	富田林中小企業工業協同組合	理事長	岩城 孝佳	大阪府自動車整備商工組合	副理事長
佐野 勝也	大阪府鉄構建設業協同組合	理事長	葛城 敏史	協同組合大阪ガスサービスショップ協会	副理事長
高橋 明子	大阪経営振興協同組合	代表理事	森川 長栄	鶴見花き卸売市場協同組合	副理事長
鳥山 幸嗣	大阪府板硝子商工業協同組合	副理事長	大石 伸二	大阪室内装飾事業協同組合	副理事長
三橋 一弘	関西シーリング工事業協同組合	副理事長	山村 典之	大阪・奈良税理士協同組合	副理事長
浅川 雅司	橋梁建設事業協同組合	副理事長	堀江 大輔	関西舞台テレビテクノアート協同組合	副理事長
新舎 洋	大阪府電気工事工業組合	副理事長			

特 集

大阪府中小企業団体中央会会長表彰

優良組合(5組合)

西日本サイディング事業協同組合	大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合
大阪ドット家電事業協同組合	阪奈家電・住設事業協同組合
協同組合アジア交流会	

組合経営功労者(76名)

水本 雅祥	協同組合オリセン	理事	大野 正明	大阪南港鉄工団地協同組合	理事
山口 充利	西日本軽金属鋳物工業協同組合	監事	河田 香	大阪南港鉄工団地協同組合	理事
宗垣 達雄	西日本軽金属鋳物工業協同組合	理事	西原千香子	大阪南港鉄工団地協同組合	理事
岩橋 徹	西日本一般缶工業協同組合	理事	多屋 貞一	大阪金属リサイクル工業協同組合	副理事長
下宮 正裕	西日本一般缶工業協同組合	理事	辻本 康則	関西ねじ協同組合	理事
濱田 稔	大阪南港鉄工団地協同組合	副理事長	大向 尚子	大阪高圧ガス熔材協同組合	理事
池田 俊隆	大阪南港鉄工団地協同組合	理事	野口 剛	大阪高圧ガス熔材協同組合	理事
船岡 俊司	大阪南港鉄工団地協同組合	専務理事	土井 正博	近畿倉庫事業協同組合	理事

山田 正弘	大阪タクシー交通共済協同組合	代表理事	吉田貴与志	大阪府水産物卸協同組合	理 事
兼松 昌男	関西鉄筋工業協同組合	副理事長	泉 佳孝	大阪塗料商業協同組合	副理事長
重 正憲	関西鉄筋工業協同組合	副理事長	高橋 信也	大阪オートバイ事業協同組合	理 事
小谷 勝彦	羽曳野市管工事業協同組合	理 事	藤本 晴也	近畿スレート販売協同組合	理 事 長
津村 憲志	羽曳野市管工事業協同組合	理 事 長	武村 貴司	大阪船場繊維卸商団地協同組合	副理事長
松浦 基裕	近畿建設躯体工業協同組合	監 事	田丸 恵	大阪船場繊維卸商団地協同組合	理 事
高島 昌司	近畿建設躯体工業協同組合	理 事	高橋 勝彦	久左衛門商店街事業協同組合	理 事 長
杉本 一雄	大阪住宅管理協同組合	副理事長	永田 智之	大阪ディスプレイ協同組合	理 事 長
池田 大介	大阪住宅管理協同組合	副理事長	松尾 尚	大阪屋外広告美術協同組合	理 事
阪本 英嗣	寝屋川市指定上下水道工事業協同組合	代表理事	長谷川孝夫	大阪・奈良税理士協同組合	副理事長
北川 守彦	寝屋川市指定上下水道工事業協同組合	副理事長	澤 眞次	大阪・奈良税理士協同組合	理 事
森田 光弘	橋梁建設事業協同組合	理 事	旭 輝明	大阪・奈良税理士協同組合	監 事
松村 一	橋梁建設事業協同組合	監 事	竹内 功	協同組合関西地盤環境研究センター	副理事長
林 靖貴	大阪府電気工事工業組合	常任理事	松村 治彦	大阪府警備業協同組合	監 事
安井 通仁	大阪府電気工事工業組合	常任理事	福本アユ子	大阪府警備業協同組合	監 事
青山 清貴	大阪府板金工業組合	理 事	北村 讓	大阪中小企業振興協同組合	理 事 長
谷口 賢二	大阪府板金工業組合	理 事	志賀 昭	南大阪不動産事業協同組合	理 事 長
向 充章	大阪府板金工業組合	理 事	川村 修吾	関西舞台テレビテクノアート協同組合	理 事
飴村 雄輔	大阪木材仲買協同組合	理 事	堤 裕成	関西舞台テレビテクノアート協同組合	理 事
小仲 進	大阪木材仲買協同組合	理 事	良田 晋三	大阪府遊技業協同組合	理 事
豊岡 敬	大阪木材工場団地協同組合	副理事長	大山 坂男	大阪府遊技業協同組合	理 事
藤 喜志福	近畿ドキュメントサービス協同組合	理 事	松下しのぶ	協同組合グッドウィル	理 事
山田 強	近畿ドキュメントサービス協同組合	理 事	渡邊 直規	大阪釦服飾手芸卸協同組合	理 事
由良 泰雅	大阪鋸螺卸商協同組合	副理事長	松本 仁孝	大阪釦服飾手芸卸協同組合	理 事
中井 節	関西製菓製パン厨房機器協同組合	副理事長	上田 南洋	関西ウレタンフォーム加工協同組合	理 事
山田 太	関西製菓製パン厨房機器協同組合	理 事	大寄 常行	関西ウレタンフォーム加工協同組合	理 事 長
川端 健	関西製菓製パン厨房機器協同組合	専務理事	安藤 康隆	大阪府鏡工業協同組合	副理事長

池下 徳史	大阪府印刷工業組合	理事	島田 博史	大阪府家具工業組合	副理事長
米花 正晃	大阪府印刷工業組合	理事	土藏 浩嗣	大阪府家具工業組合	理事
中津 廣志	大阪府テントシート工業組合	監事	島津 孝	協同組合大阪写真家協会	副理事長

組合事務局優秀専従者（9名）

河東美智子	大阪金属リサイクル工業協同組合	事務局長	大家 卓	大阪室内装飾事業協同組合	事務局員
辻 秀雄	富田林中小企業工業協同組合	事務局長	山根 雄悟	大阪府医師協同組合	主任
雨宮謙太郎	大阪タクシー交通共済協同組合	統括部長	高橋 誠子	大阪葬祭事業協同組合	事務局員
佐藤 直子	大阪タクシー交通共済協同組合	総務係長	矢之高寿彦	南大阪不動産事業協同組合	事務長
島松せきこ	大阪府水産物卸協同組合	事務局員			

中央会共済事業促進優秀者（5名）

橋見 由起	大樹生命保険株式会社大阪支社	職員	樋上 智子	大樹生命保険株式会社大阪支社	職員
八木眞由美	大樹生命保険株式会社大阪支社	職員	中野 安彦	大樹生命保険株式会社大阪支社	職員
吉村佳栄子	大樹生命保険株式会社大阪支社	職員			

労務費等の価格転嫁交渉に 団体協約を活用しよう！

1. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」

令和5年11月29日、内閣官房と公正取引委員会は「令和5年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、令和4年4月以降、現時点に至るまで、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていないこと、この急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である」として、その取引環境の整備の一環として、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「指針」という。）を策定しました。

「指針」では、次の内容が記載されています。

指針の 性 格

- 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

価格交渉の申込み様式（例）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）策定

価格交渉の申込み様式（例）

発注者 御中 〇年〇月〇日
(受注者)

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日
有効期限 年 月 日

商品名（例：業務名、品番、種名）

合計金額 円

内訳

1. 原材料価格（素材費、部品購入費等）

品名	単価	数量	金額	備考）単価（円） 単価上昇率（%）
材料・部品				
...				
小計				

2. エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

項目	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	備考）単価 上昇率（%）
電気代					
...					
小計					

3. 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

（例1）

改正前の 労務費総額	労務費の上昇額 ※改定前の支払額（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）に最賃賃金・春季労使交渉締結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売上比率	金額
円	円	%	円

（例2）

現在の労務費 費出額 円/人・日	人数 人・日	労務費の上昇率 ※最賃賃金・春季労使交渉締結額等の上昇率	金額
円/人・日	人・日	%	円
小計			円

4. その他

（例）設備費却費、保管料、輸送費等

小計 円

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和5年11月29日閣議決定、消費者庁、経済産業省、国土交通省、山形県庁等共同）及び「令和5年度中小企業等向け価格交渉支援プログラム」（令和5年11月1日に閣議決定）に関する公正取引委員会の取組をまとめています。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

内閣、内閣府及び公正取引委員会の連名で、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を策定しました。

- （令和5年11月29日）「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について
- （令和5年11月29日）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
- 指針（価格交渉の申込み様式）（例）

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

はじめに

原材料価格やエネルギーコストの上昇など、賃上げ交渉の環境を悪化させて、適切な価格転嫁による適正な価格設定が難しくなっており、結果的に消費者への負担が増加していることが懸念されています。このため、労務費の適切な転嫁を促進し、事業者の持続的な経営を支援することを目的として、本指針を策定しました。

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokujun/romuhitenka.html>

また、「指針」では『組合による団体協約の締結』を価格交渉の手段であるとして次のように記載しています。

中小企業等協同組合法等に基づく団体協約を利用すれば、独占禁止法の適用が除外されるため、大企業に対して団体で労務費の転嫁に係る価格交渉を行うことも可能である。独占禁止法が一定の組合の行為に対する適用除外規定を置いている趣旨は、単独では大企業に対抗できない中小事業者によって設立された相互扶助を目的とする組合の事業活動の独立性をある程度確保したまま、一つの事業者として購買事業、販売事業、利用事業、信用事業等の事業活動を行うことを許容するところにある。小規模事業者等にとっては、集団として、大企業である取引事業者に対して取引条件について対等な交渉力を持つことや、大企業である競争者に対等に競争していくことが必要となるという理由で、法律により適用除外が認められているものである。

2. 団体協約の概要

団体協約とは、事業協同組合や協同組合連合会等（以下「組合」という。）が、中小企業等協同組合法（以下「中協法」という。）に基づき、組合員の経済的地位の改善のために、事業者との間で結ぶ、取引条件に関する取り決めのことです。

例えば、取引を行う事業者間で、力関係に優劣があれば、力が劣位にある事業者は、力が優位にある事業者の求める取引条件を受入れざるを得ません。もし、力が優位にある事業者の求める取引条件を受入れない場合には、その事業者との継続的な取引関係を失うことにつながる可能性があるからです。

このようなとき、力が優位にある事業者と対等な立場で契約条件について交渉し、取り決めるための手段として、団体協約の締結が認められています。

組合は、組合員の取引先事業者等と、提供する財、サービスの価格、提供・納入の期日や方法などの取引条件について団体交渉を行い、団体協約を締結することができます。

団体協約で締結された取引条件は、組合員と、団体協約を締結した事業者との間の個別の契約に適用され、団体協約に定める基準に違反して契約した部分については、その基準に従って契約したものと同みなされます。

3. 定款との関係

団体協約を締結するには、定款で定める事業にそのことが明記されていなければなりません。

【様式1】定款規定例

（事業）

第〇条本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）……………

（2）……………

（ ）組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

4. 団体協約締結のための交渉の進め方

（1）交渉の申出

①組合の代表者が、交渉開始の3日前までに、交渉をしようとする事項を記載した書面を送付して申し出なければなりません。（中協法施行令第7条第1項）

②交渉担当者の数は、5人以内に制限されます。（中協法施行令第7条第2項）

【様式2】交渉申出書例

〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇様

〇〇事業協同組合 理事長 全中 太郎

この度、下記事項について団体交渉を行いたく、中小企業等協同組合法第9条の2第12項に基づき交渉を申し出ます。

記

1. 納入する製品（提供するサービス）の最低価格について
2. 納品に係る支払期日及び支払方法について

(2) 交渉応諾義務

組合の組合員と取引関係がある事業者（小規模の事業者を除く。）は、その取引条件について組合の代表者が政令の定めるところにより団体協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、誠意をもってその交渉に応じる義務があります。（中協法第9条の2第12項）

もし、相手方が交渉に応じない場合等には、行政庁に対してあっせん又は調停を申請することができます。そして、行政庁は、経済取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、速やかにあっせん又は調停を行うこととされています。（中協法第9条の2の2）

5. 団体協約の締結手続

団体協約を締結するための要件は以下のとおりです。（中協法第9条の2第13項）

- ① 団体協約であることを明記した書面による締結であることが必要です。
- ② 団体協約の内容について総会の承認が必要です。事前に組合員の意見を集約しておくことが重要です。

【様式3】団体協約例

団体協約

〇〇事業協同組合及び〇〇株式会社は、以下の通り、中小企業等協同組合法第9条の2第1項第6号の団体協約を締結する。

第1条 納入する製品（提供するサービス）の最低価格に関する事項

- 1 〇〇事業協同組合の組合員が〇〇株式会社に納入する製品（提供するサービス）の最低価格は●kg（●種別、●工数）あたり、●●●円とする。
- 2 各組合員は団体協約で締結されている料金未満では●●を製造（提供、受託）しない。
- 3 見積書作成にあたっては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日 内閣官房・公正取引委員会）に基づき、原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等で作成すること。

第2条 納品に係る支払期日及び支払方法に関する事項

- 1 〇〇株式会社が代金を支払うべき期日は、原則、●●日までの払いとする。
- 2 〇〇株式会社の納品に係る代金の支払方法は、●●とする。

後日の証のため、本協約を2通作成し、1通ずつ保有する。

〇年〇月〇日

〇〇事業協同組合 理事長 全中 太郎
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

6. 留意事項（独占禁止法との関係）

中小企業等協同組合法及び独占禁止法に基づき、中小企業者により構成される事業協同組合や事業協同小組合の行（これらの組合により構成される協同組合連合会の行為）は、独占禁止法の適用除外となります。

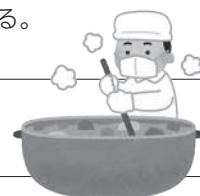
ただし、独占禁止法の適用除外となる組合の行為であっても、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、独占禁止法の適用除外となりません。

7. 団体協約の活用例

(1) 食品製造業協同組合

組合員（食品製造事業者）が取引先（給食関係事業者）との間で、県内の公立小中学校に提供するパン・米飯の製造業務を受託する際の単価を設定することで、適正な受託単価を確保している。

【例】パン30～60g/〇円、米飯50～70g/〇円、いずれも原料である小麦又は米の使用量に応じて計算



(2) 貨物運送業協同組合

組合員（貨物運送業者）が取引先（元請けの大手運送業者等）から運送業務を受託する際の最低単価を設定することで、適正な受託単価を確保している。

【例】20kmまで〇〇円、21km～50kmまで1kmごとに〇〇円



(3) 眼鏡小売業協同組合

組合員（眼鏡小売業）が取引先（フレーム、レンズの仕入業者）との間で仕入れの際に取引先に支払う仕入価格へのマージン上乗せ率を設定することで、過剰なマージンを支払わずに済むようにしている。

【例】月末締め翌月払いの場合は〇%、月末翌々月払いの場合は〇%を上乗せ。



(4) 作家業協同組合

組合員（作家）が取引先（放送関係事業者等）から脚本業務を受託する際の最低単価を設定することで、適正な受託単価を確保している。

【例】テレビ全国放送〇〇万円以上、音声のみ全国放送〇万円以上



8. 中小企業組合による団体協約等の相談窓口

○団体協約等の中小企業組合制度一般の相談について

最寄りの都道府県中小企業団体中央会又は全国中小企業団体中央会

<https://www.chuokai.or.jp/index.php/bussinesslink/chuokailinklist/>

○中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律について

中小企業庁 経営支援部 経営支援課 03 (3501) 1763

○独占禁止法適用除外制度について

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 調整課 03 (3581) 5483

○組合又は組合員による個別具体的な取組に関する独占禁止法上の懸念点について

公正取引委員会 事務総局 経済取引局取引部 相談指導室 03 (3581) 5481

中小企業組合等の活性化を 中央会が支援します！

大阪府中央会では、大阪府から「組合等事業向上支援事業」を受託する支援機関として、課題の解決に積極的に取り組む**中小企業組合や中小企業の異業種グループ**に対して、指導員又は専門家を派遣し、事業活性化支援等を実施しております。是非ご活用ください。

支援メニュー

① 組合ビジョン・中期計画作成支援

組合の基本的・総合的な方針であるビジョンや中期計画作成を支援します。

（支援内容）組合の課題、業界動向分析、組合のビジョン検討会（5回）への参画、アンケート実施、計画取りまとめアドバイス

② 組合事業計画作成支援

組合の新規事業や既存事業再構築のための事業計画作成を支援します。

（支援内容）組合事業の課題分析、業界動向分析、新事業戦略検討会（5回）への参画、事業計画取りまとめアドバイス

③ 組合事業活性化支援（教育情報事業以外）

組合の事業計画の実施、共同事業の企画・実施などを支援します。

（支援内容）組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会（4回）参画、事業実施アドバイス

④ 組合事業活性化支援（教育情報事業）

組合が単独では対応できない課題解決のための研修会等に対して、企画、講師派遣や会場選定など、開催全般にわたり支援します。

（支援内容）組合事業の課題分析、業界動向分析、事業実施検討会（2回）参画、事業実施アドバイス

⑤ 異業種企業グループ事業計画作成支援

業種が異なる企業が連携して行う新事業計画（新商品開発計画、新サービス事業計画等）の作成を支援します。

（支援内容）新商品開発・新サービス創出プラン検討会（5回）への参画、計画取りまとめアドバイス

支援対象

◇ ①～④は、大阪府内に主たる組合事務所がある事業協同組合、商工組合、商店街振興組合

◇ ⑤は中小企業4社以上で構成される異業種グループ

※代表及び過半数の企業は、大阪府内に主たる事務所があること

※検討会などの実施は、大阪府内で行なうこと

留意点

1. 申込みは、1組合（企業グループ）年度内、1支援メニューのみの利用となります。

ただし、次の場合は重複利用ができます。（いずれの場合も、年度内の利用上限は2件です）

①と③又は④）／②と③又は④）／③（①又は②の計画具体化のための支援に限る）と④

2. ①組合ビジョン・中期計画作成支援は、過去にこのメニューの支援を受けたことがある場合は利用することができません。

ただし、支援を受けて作成した組合ビジョン・中期計画作成の計画年数を経過し、その実績の検証・自己評価を終えており、かつ、外部環境の変化などにより新たに組合ビジョン・中期計画を作成する必要があると認められる場合には、この限りではありません。

3. 原則、設立2年以内の組合は、設立時に事業計画を策定しているので利用はできません。

4. 過去支援した同一課題の支援申込は、受付できません。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部
TEL (06) 6947-4371

中小企業組合運営指導事業 (大阪府委託事業) Web研修会の開催について(ご案内)

本会では、大阪府からの委託を受けて、中小企業協同組合法の解説や組合会計など適正な組合運営に必要な知識の習得を目的としてWeb研修会を開催します。

本研修会では、組合運営に精通した中小企業診断士、税理士等を講師として、組合運営における課題とその対応策を紹介するなど、充実した研修内容となっております。

Web上で動画を配信しますので、職場やご自宅でいつでも受講できます。

1. 配信期間 令和6年10月25日(金)～令和7年3月7日(金)
2. 詳細・申込方法 大阪府中央会のホームページより申込書を印刷して、FAX又はメールにてお申し込みください。
3. 内 容 下記参照

配信期間	内 容	研修内容・講師
10月25日(金) ～2月18日(火)	【中小企業等協同組合法①】 ・組合の種類、性格、事業出資、議決権、選挙権、加入・脱退・払戻し等	組合の概要及び組合員の権利義務に関する知識と事務手続き等を習得する。 講師／大阪府中央会主事 深尾 文恵 氏
10月30日(水) ～2月18日(火)	【中小企業等協同組合法②】 ・定款、理事・監事の資格・職務権限・責任・任期等	定款の記載内容及び組合役員に関する知識と事務手続きを習得する。 講師／大阪府中央会課長補佐 塩見 和哉 氏
11月5日(火) ～2月18日(火)	【中小企業等協同組合法③】 ・理事会、総会(総代会)の運営	理事会、総会(総代会)の適正な運営のために必要な知識を習得する。 講師／大阪府中央会課長補佐 向井 保夫 氏
11月8日(金) ～2月18日(火)	【中小企業等協同組合法④】 ・決算関係書類提出書、事業報告書、総会議事録、理事会議事録、役員変更届書等の様式と記載方法	通常総会終了後、総会議事録・理事会議事録を始め、行政庁へ提出する書類作成の知識を習得する。 講師／大阪府中央会主事 江末 竜平 氏
11月12日(火) ～2月18日(火)	【中小企業等協同組合法⑤】 ・定款変更認可申請書の様式と記載方法 ・登記申請書の様式と記載方法	定款変更認可申請、登記申請に係る手続き、書類作成方法を習得する。 講師／大阪府中央会主事 杉中 惇平 氏
11月15日(金) ～2月18日(火)	【組合運営・事業活性化①】 ・組合における事業継続計画(BCP)について	組合における事業継続計画(BCP)についての知識を習得する。 講師／中小企業診断士 中澤 悠平 氏
11月19日(火) ～2月18日(火)	【組合運営・事業活性化②】 ・組合におけるデジタル化について	組合におけるデジタル化についての知識を習得する。 講師／中小企業診断士 中野 雅公 氏
11月22日(金) ～2月18日(火)	【組合税務 1】 ・事業協同組合等の税務の特例、非出資組合、企業組合、協業組合の税務の特例、組合税務とインボイス制度等について	税法上の組合優遇措置や組合税制の知識を習得する。 講師／中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
11月26日(火) ～2月18日(火)	【組合税務 2】 ・インボイスと「電子帳簿保存法」の改正で税務調査が変わる?	国税庁が税務調査にAI活用を推進、税務調査が今後どうなるのかを解説する。 講師／中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
11月29日(金) ～2月18日(火)	【組合会計 1】 ・組合と会社の相違、決算と総会までの手順、仕訳の基本、売上高・未収賦課金等について	組合特有の会計について知識を習得する。 講師／中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
12月3日(火) ～2月18日(火)	【組合会計 2】 ・組合決算書式(貸借対照表、損益計算書)、決算書式(剰余金・損失処理案)、組合員の脱退に伴う処理等について	決算整理手続きから出口となる貸借対照表、損益計算書についての知識を習得する。 講師／中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
12月6日(金) ～2月18日(火)	【組合決算 1】 ・決算と総会までの流れ、総会までの手順、決算整理仕訳等について	組合における決算から総会までの知識を習得する。 講師／中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
12月10日(火) ～2月18日(火)	【組合決算 2】 ・剰余金処分案・損失処理案、事業報告書、監査・会計管理等について	組合固有の勘定科目の処理についての知識を習得する。 講師／中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
2月5日(水) ～3月7日(金)	【決算関係書類提出書の適正な作成】 ・チェックシート診断項目の不適正判定の改善	決算関係書類に記載義務のあるもののうち、誤りの多い項目について、その適切な記載内容について学びます。 講師／中小企業診断士 西脇 和信 氏 中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏

お申込み・
お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部
TEL(06)6947-4372 FAX (06)6947-4374 tyuukai-lesson@maido.or.jp

賃上げに対応する 中小企業の成長力向上策と支援

中小企業診断士 四方 智美
(一般社団法人大阪中小企業診断士会)



賃上げは「経済財政運営と改革の基本方針2024」(いわゆる骨太の改革)の最も重要な方針であり、2030年代半ばまでに最低賃金(全国加重平均)を1,500円となることを目指しています。

大阪府の最低賃金は、昨年度41円引き上げられ1,064円になりましたが、2024年10月1日から、大阪府の最低賃金は50円引き上げられ1,114円となります。

1. 最低賃金引き上げへの影響

最低賃金の引き上げによる賃上げ効果としては、社員の待遇が向上し、離職防止やモチベーションの向上につながることや、人を採用したい企業にとっては賃上げにより人材を確保しやすくなることなどがあげられます。

しかし、賃上げには次のような影響が考えられます。

1点目は、**人件費のアップ**です。最低賃金の引き上げにより人件費の増額はいくらかになるのか試算してみると、大阪府で働くパートタイム労働者で月平均労働時間を120時間と仮定した場合、 $(1,114 - 1,064) \times 120 \text{時間} = 6,000 \text{円}$ となり、社会保険料を除く1人当たりの人件費は1か月で6,000円アップします。企業にとって最も影響が大きいと考えられます。

2点目は、**最低賃金引き上げは正社員の賃金にも影響する**ということです。労働政策・研修研究機構が実施した「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2023)によると、昨年度の最低賃金の引き上げに対し何らかの取組を行った企業のうち、61.4%が正社員の賃金引き上げを行っています。人材確保の観点からも企業全体の賃上げに対応していく必要があるでしょう。

3点目は、いわゆる「年収の壁」で働くことを控える労働者が増え、人手不足が深刻になる可能性があります。企業によっては大きな影響があるでしょう。

2. 中小企業が賃上げ可能な体力を作るために

冒頭の政府目標を踏まえると、今後も継続的な賃上げが求められることが予想される中、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げをできる体力を作っていくことが課題です。

賃上げ可能な体力を作るためには、企業の業績が向上し、企業が成長していくということが必要です。そのためには、**IT化や業務効率化による生産性向上と社員の成長による成長力向上**との両面からのアプローチが必要でしょう。

(1) 生産性向上

生産性向上については、①業務そのものの見直し、②デジタル化や省力化投資による作業効率化が挙げられます。①については、配置や作業方法の見直しを行うことで、比較のお金をかけることなくコストの削減、業務の効率化が可能となります。②については、業務の効率化を進める中でできそうなことから始めてみましょう。3で紹介する支援制度の利用等により、コストを抑えデジタル化や新たな設備投資を行うことができます。いずれも社員の意見も聞きながら進めていくことがポイントです。これらの生産性向上の取組により、コストの削減、長時間労働の抑制、社員が本来の業務に従事することが可能となり、**社員のモチベーションアップや企業の新たな付加価値の創造**という効果が期待できます。

(2) 社員の成長

社員が成長するための人材育成としては、例えば社員の能力向上のための計画的な教育訓練、ITテラシー等新しいスキルを身につけるための「リ・スキリング」などがありますが、**自律性のある社**

員の育成も重要です。自律的な社員の育成は、日常業務の中で育成が可能です。社員とのコミュニケーションを通じて信頼関係を築き、社員に目的やテーマを示し仕事を任せ、自ら気づきチャレンジしていく社員をサポートします。その結果、社員の自律性や愛着心が向上し、**人材の定着や組織の活性化により企業の成長につなげることができます。**

3. 賃上げに向けての主な支援策

中小企業・小規模事業者が賃上げに対応できる体力づくりのための国の主な支援策（令和6年8月現在）は以下の通りとなっています。支援策の詳細や今後の変更点については、問い合わせ先のHPなどでご確認ください。

	No.	支援策	支援の概要	問い合わせ先
賃金 引上げに 関する 支援	1	業務改善助成金	事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業・小規模事業者は、その設備投資等に要した費用の一部を助成	業務改善助成金 コールセンター又は 都道府県労働局
	2	キャリアアップ 助成金	いわゆる非正規雇用労働者の正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成（賃金規定等を改訂し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、「賃金規定等改訂コース」が利用可能）	都道府県労働局又は ハローワーク
	3	中小企業向け 賃上げ促進税制	青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度	中小企業税制 サポートセンター
生産性 向上に 関する 支援	4	中小企業省力化 投資補助金	事業概要：構造的な人手不足の解決に向けて、カタログから選ぶ簡易で即効性のある省力化投資を支援 □補助上限：最大200～1,000万円（従業員数による） 更に一定の賃上げで、上限額を最大300～1,500万円に引き上げ □補助率：1/2以下	中小企業省力化投資 補助事業コールセンター
	5	IT導入支援 事業費補助金	事業概要：業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援 □補助上限：最大450万円 □補助率：1/2～4/5 □賃上げ加算：給与支給総額を年率平均1.5%増加させることに加え、「事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にすること」を更なる加算要素	サービス等生産性向上IT 導入支援事業コールセンター
人材育成 に関する 支援	6	人材開発支援 助成金 （事業展開等リ スキリング支援 コース等）	従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、新規事業の立ち上げなどの事業展開等に伴い、新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成	都道府県労働局又は ハローワーク

出典：厚生労働省、中小企業庁リーフレットより抜粋

大阪府中央会では、中小企業組合等が実施する事業への支援を行っています

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部
TEL (06) 6947-4371

大阪府
中央会
お知らせ

人手不足と 外国人労働者の活用



社会保険労務士 澤田 敏仁
(大阪府社会保険労務士会副会長)

コロナ禍が明けた頃から顕著になった感がありますが、「人手不足」という言葉を耳にしない日はありません。人手不足によって建築物の完成が大幅に遅れた、店舗の運営が厳しくなったなどその影響は我々の仕事や生活にも影響をおよぼしています。短期的にはコロナ禍で低迷していた需要が回復傾向であることが原因と言えますが、長期的な視点で考えますと我が国の仕事の担い手の減少が大きな要因です。実際に日本の総人口は2008年の1億2,808万人をピークに減少を続けており、15歳から64歳の生産年齢人口は、2022年に7,421万人から2035年には6,722万人と現在の1割近く減少すると予想され人材の確保は益々難しくなっていくと思われます。(令和5年版高齢社会白書より)

シニア活用、女性活躍やデジタル化による業務効率化とともに人手不足への対応の一つが外国人労働者の活用です。今回はこのポイントについて見ていきましょう。

1. 在留資格3つの分類

外国人を雇用する際に日本人と違い確認しなければならないこと、それが在留資格です。在留資格は大きく次の3つに分類されます。

①就労目的で在留が認められる外国人

この中でさらに細かく在留資格が分類されています。例えば、企業等の経営者や管理者は「経営・管理」という在留資格に該当し、日本において経営や管理の業務のみを行うことができます。その他には「研究」「教育」の他、調理師や航空機のパイロットなどは「技能」など高度なスキルや専門性を持つ人材として外国から招聘される方が対象です。

その他、特定技能1号・2号もこの分野に該当します。

それぞれ各在留資格に定められた範囲で報酬を受ける活動が可能です。

②身分に基づき在留する者

対象となる在留資格は「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」、第三国定住難民。日系3世などの「定住者」が該当します。これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能です。

③その他の在留資格

「技能実習」の他、EPA（経済連携協定）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデーなどの「特定活動」が該当します。

在留資格ごとに在留期間が定められており、確認については地方出入国管理局へお問い合わせください。

その他に留学や家族滞在などの場合は、就労活動が認められていませんので、就労するためには出入国在留管理庁による資格外活動許可が必要となります。この許可が認められた場合、1週間当たり28時間以内などの本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内で、報酬を受ける活動ができます。

2. 外国人を雇用する際に気を付けること

外国人を雇用する場合においても、気を付けることは、ほとんどの点で日本人の場合変わりはありません。次に掲げる国籍や言語の面は注意が必要です。

①募集・採用時

求人募集の際に、外国人のみを対象とすることや、反対に外国人が応募できないという求人を出す

ことはできません。公正選考と人権上の配慮からも、面接時に「国籍」等の質問は行わないようにしてください。また、在留資格や在留期間、資格外活動の有無などの確認は、口頭での質問で回答を得る、書面で本人から自己申告してもらうなど、在留カード等の国籍欄を直接確認する以外の方法で行い、採用が決まり次第、在留カード等の提示を求めるようにしてください。

さらに外国人を雇用する事業主には、雇入れの際に、その氏名や在留資格などをハローワークに届け出ることが義務付けられています。これは外国人労働者が離職した際も同様です。

②雇用管理

外国人の雇用管理については、在留資格の範囲内しか仕事をしてもらえない点を除けば、日本人と同じです。しかし労働契約の締結に際して賃金や労働時間等の主要な労働条件については母国語などの外国人が理解できる言語で書面等を明示することを努めてください。

また、労働基準法等や安全衛生教育など、業務に必要なことを伝える場合は、母国語等の外国人が理解できる言語で説明する、平易な日本語を用いる、映像など視聴覚教材を用いる等、確実に理解できる方法を用いることが求められます。

3. 新たな外国人労働者の活用

最後に技能実習制度の今後について見ていきましょう。元々人材育成を通じた国際貢献が目的であった技能実習制度ですが、長い年月の間に人材確保の手段になってしまっている実態があります。そこで今年（2024年）、技能実習制度に代わって人材育成と人材確保を目的とした「育成就労制度」が創設されました。この制度は2027年までに施行されることが決まっており、今後の企業における人材確保に大きな影響を与えると考えられます。

まずこの制度による外国人労働者は3年間の教育期間を経て、必要なスキルや知識を習得します。そして身につけた日本語試験と技能検定を条件に 特定の分野内での転籍が可能となり、労働者はキャリアアップを図ることができます。

その他には管理支援機関は許可制となり、基準も厳格化されます。さらに送出し機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、現行の技能実習制度と比べ、より外国人労働者の人権に配慮した制度になります。

さらに期間が終了したのち特定技能1号、2号として外国人労働者が日本で長期的に活躍できるように設計されており、この点においても期間終了後に帰国することが前提であった技能実習制度とは異なります。

4. 選ばれる国、選ばれる企業に

法整備を含め外国人を雇用する環境は変化をしています。特に特定技能1号、1号やこれから施行される育成就労制度については、活動できる分野（業種）の見直しが進んでおり、これまで認められなかった分野においても活用が可能になる場合もありますので、最新情報を得ておくことは大切です。

また、外国人の労働者確保に力を入れている国は日本だけでなく、近隣諸国も同様であり、我が国は職場環境等において近隣諸国とも競うことになります。そのためにも条件を整備し、受け入れ企業も待遇を見直していく必要もあるでしょう。

ハローワークでは、職場環境や生活環境の配慮まで含めた外国人の雇用管理について、「外国人雇用管理アドバイザー」が無料で相談に乗ってくれますので、こちらも活用し、外国人労働者に選ばれる国、企業にしていきたいものです。

大阪府中央会では中小企業組合等の労務等に関する相談会を行っています /

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370

インボイス制度開始後の課題とその解決策 ②



税理士 坂本 幹雄
(税理士法人コモンズ代表 大阪府中小企業団体中央会顧問税理士)

インボイス制度施行後、様々な問題が発生しています。それらの対応については国税庁HPのインボイスQ&A等で公表されています。前号(夏号)に引き続きその主な点について解説します。

1 クレジットカードにより決済されるタクシーチケット(インボイスQ&A108-2)

(問) 当社は、クレジットカード会社が発行しているタクシーチケットを利用しています。そうしたタクシーチケットは、タクシー事業者等が発行しているものとは異なり、クレジットカード利用明細書しか送られてこず、また、タクシーチケット自体取引先等に手交していることから、タクシーを利用した際に交付を受ける適格簡易請求書の保存をすることもできません。この場合、当社が仕入税額控除の適用を受けるためにどうすべきでしょうか。

➡クレジットカード利用明細書+利用したタクシー事業者のホームページなどで適格請求書発行事業者であることが確認できるものがあれば、「回収特例」を適用して、帳簿のみの保存での仕入税額控除の適用が可能です。

タクシー事業者が適格請求書発行事業者でない場合で経過措置の適用を受けたいときは、区分記載請求書の記載事項を満たした書類が必要になります(当然一定の記載のある帳簿保存も必要)。

クレジットカード会社が発行しているタクシーチケットにつき、その使用された金額について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、その使用に当たってタクシー事業者(当該タクシー事業者に係る事業者団体など、個々の契約等により当該タクシー利用に係る課税売上げを計上すべきこととされている者を含みます。以下同じです。)から受領した適格簡易請求書の保存が必要となります。

しかしながら、ご質問のようにタクシーチケットは取引先等に手交されることを踏まえれば、適格簡易請求書の保存が困難といった事情があると考えられます。そのため、受領した「クレジットカード利用明細書」及び下記の「要件」に記載された内容等に基づき、利用されたタクシー事業者が適格請求書発行事業者であることが確認できる場合には、適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されている証票が使用の際に回収される取引として、帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることとして差し支えありません。(回収特例の適用)

「要件」①利用されたタクシー事業者のホームページ ②クレジットカード会社のホームページ等に掲載されている利用可能タクシー一覧 なお、適格請求書発行事業者以外のタクシー事業者の利用であったことが確認された場合には、当該タクシー利用時に受領した領収書(未収書等)や、別途当該タクシー事業者から発行を受けた書類など、区分記載請求書の記載事項を満たした書類及び一定の事項を記載した帳簿の保存があれば、仕入税額相当額の一定割合(80%、50%)を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることができます。

2 月の中途に登録した際のインボイスの交付対応等(インボイスQ&A77-2)

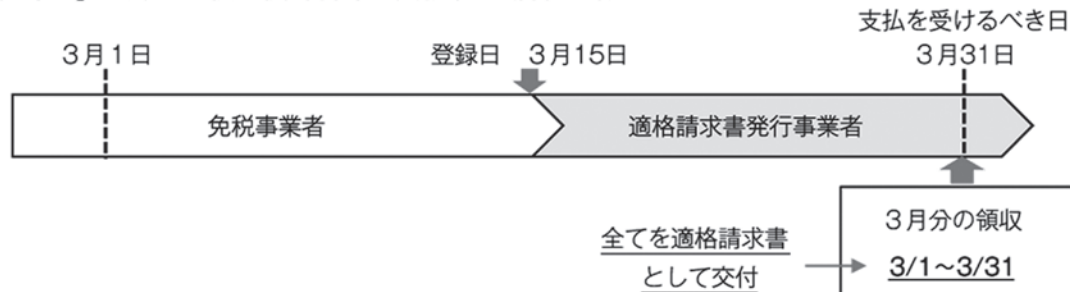
(問) 当社は、機械装置の貸付けを行っている免税事業者です。契約上、毎月末に使用料を受領し、領収書を発行しているところ、この度、月の中途に適格請求書発行事業者の登録を受けたのですが、どのように領収書(適格請求書)を交付すべきでしょうか。また、棚卸資産としての機械装置の販売やその保守点検といった役務提供も行っていますが、この場合の適格請求書の交付はどうなりますか。

- ➡資産の貸付けについて、資産の賃貸借契約に基づき支払を受ける使用料等の額（前受けに係る額を除く）を対価とする資産の譲渡等の時期は、契約又は慣習によりその支払を受けるべき日となります。このため、月の中途にインボイス発行事業者の登録をした場合でも、月末にその月分の支払を受けるなど、使用料等の支払を受けるべき日とそのインボイス発行事業者の登録日以後となる際には、その月分の使用料等の全額につきインボイスを交付することになります。（【参考1】）
- ➡翌月分を前払で受けるような前受けに係るものについては、その資産の譲渡等の時期は原則、現実に資産の譲渡等を行った時となるため、「登録日前の取引」と「登録日以後の取引」に区分するなどの対応が必要です。（【参考2】）

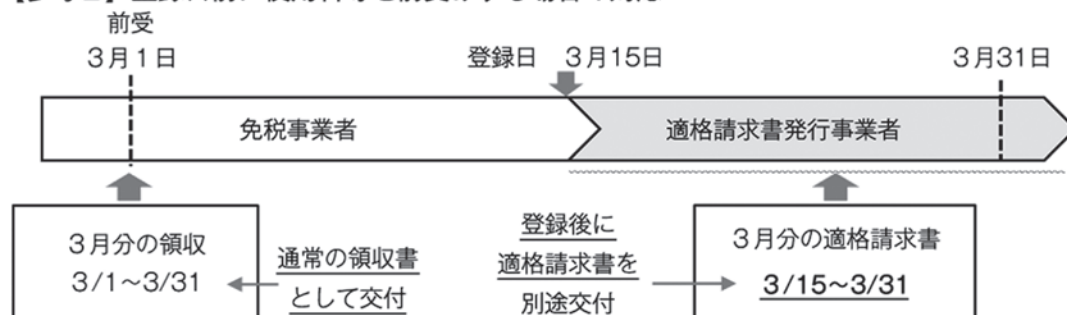
【参考2】の「通常の領収書として交付」されたものについて、買手としては、領収金額の総額からインボイスとして交付を受けた金額（3月15日から31日までの分）を差し引いた額を、3月1日から14日までの分の課税資産の譲渡等に係る対価の額として追記することにより、当該金額につき区分記載請求書等と同様の記載事項が記載された請求書等の保存があるものとして、仕入税額の一定割合（80%又は50%）を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることができます。

- ➡棚卸資産の譲渡については、自社で継続して棚卸資産の譲渡等を行ったこととしている日が、インボイス発行事業者の登録日以後となる取引を対象にインボイスを交付することや、役務提供に係る保守点検では、自社で行う保守点検が完了した日が登録日以後である場合に、その保守点検料等の全額につきインボイスを交付することとなります。

【参考1】登録日以後に使用料等を受領する場合の対応



【参考2】登録日前に使用料等を前受けする場合の対応



大阪府中央会では中小企業等の税に関する相談会・セミナーを実施しています /

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370

自社でのセキュリティ対策には限界あり！ 専門家との協力がカギ



インフォフラッグ株式会社 代表取締役 神戸 仁

現代の中小企業において、情報セキュリティの重要性は誰もが認識しているでしょう。サイバー攻撃の標的は大企業だけではなく、サプライチェーンの一環として中小企業も含まれることが増えています。こうした状況に対処するために、安価なセキュリティツールを導入し、最低限の対策を取るべきだという声もありますが、それでは本質的な問題解決に至りません。

本稿のテーマは、「自社だけでのセキュリティ対策には限界があり、やった気になってはいけない」という現実的な視点です。ツールを導入すれば安心だと思うかもしれませんが、その運用には専門的な知識と体制が必要であり、これを社内でまかなうことは多くの中小企業にとって非現実的です。むしろ、専門家との協力体制を築くことこそが、真に安心できるセキュリティ対策となり得ます。

1 ツールの導入だけでは解決しない現実

セキュリティ対策は、ツールを導入すれば解決するのかというと、これは大きな誤解です。多くの中小企業では、ITの専門知識を持つ人材が不在であり、ツールの適切な選定や運用ができる環境が整っていません。そのため、以下のような問題が発生します。

【ツールの選定基準が不明確】

ITベンダーに勧められるままにツールを導入してしまう企業が多く、そのツールが自社のセキュリティニーズに合っているかどうかを十分に判断できていないことがほとんどです。結果として、導入したツールが十分に活用されず、セキュリティ対策が中途半端なものに終わるケースが散見されます。

【ネットワーク構成図や資産台帳がない】

企業内のITインフラがどのような状況にあるのかを把握していないため、合理的なセキュリティ対策の優先順位をつけることができません。仮にこれらの資料が存在しても、更新されておらず、現状に即したものではないことが多く意味をなしません。

【ツールを運用するリソースがない】

セキュリティツールを導入したとしても、その管理やメンテナンスを行うためのリソースがない企業が多く、結果的にツールが放置され、効果を発揮しないままになっています。

ここから導き出される中小企業が抱える最大の問題は、“ツールの運用に関わる人材の不足”です。多くの中小企業では、ITの専門人材が不在であり、セキュリティ担当者も他の業務と兼務していることがほとんどです。このため、ツールの選定、導入後の設定や管理、更新といった日常的な運用が疎かになり、結果的にセキュリティ対策が機能しなくなるケースが多々あるのです。

2 IT担当者の採用は危険！受け入れ体制が整わない現実

中小企業の経営者の中には、ITに詳しい人材を採用し、自社のセキュリティ対策を強化しようと考えている方もいるでしょう。しかし、これは慎重に考えるべきです。たとえIT運用の経験や知識を持つ人材が採用できたとしても、それが必ずしもセキュリティ対策の成功につながるわけではありません。その理由は以下の通りです。

【人事考課制度が整備されていない】

IT担当者をどのように評価すべきかの基準がない企業が多く存在します。売上や顧客対応など、他の職種に比べて目に見える成果が出にくいいため、適切に評価されることが難しい。そのため、IT担当者が成果を上げて報われる機会が少なく、モチベーションが低下する可能性が大となります。

【キャリアプランが描けない】

IT担当者に対する評価基準が不明確であるため、企業内でどのように成長していくべきかのキャリアパスを描くことが困難です。昇進やスキルアップの機会がないまま業務を続けることは、担当者にとっても不安要素となります。

【相談できる上司や同僚がない】

多くの中小企業では、ITに詳しい同僚や上司がほとんどいないため、IT担当者は孤立します。問

題が発生した際に相談できる相手がいないという状況は、心理的な負担を大きくし、担当者の離職につながる可能性が大きい。

【売上への貢献が見えにくい】

I T担当者の業務は、直接的に売上を上げる業務ではないため、経営層からの評価が低くなることが多い。セキュリティの強化やシステムの安定稼働といった成果は、日常業務の一部として捉えられ、十分に評価されない（評価するという概念すらない）ケースが多々あります。

このように、たとえ有能なI T担当者を採用できたとしても、受け入れ体制や評価制度が整っていない企業では、担当者も企業も不幸になる可能性が高い。

3 専門家との協力体制が成功の鍵

問題の解決で重要な視点は、「自社で全てのセキュリティ対策を完璧にこなす必要はない」さらに強調するならば、「I Tの専門知識がない自社の要員だけで、自社のセキュリティ対策をしてはいけない」ということです。I T業務は専門知識が必要な業務だと認識する必要があります。中小企業が限られたリソースの中でセキュリティ対策を行うには、専門家との協力が不可欠となります。セキュリティの知識や運用能力が不十分なまま、ツールの導入に走るのではなく、まずは信頼できる専門家に相談し、現状を正確に診断してもらうことが重要です。

【的確なツールの選定】

セキュリティの専門家は、企業の規模や業種、リソースに応じた最適なツールを選定する知見と経験を有しています。これにより、過剰な投資を避け、必要最低限の対策で最大限の効果を得ることが可能となります。

【運用サポートの充実で兼務の負担を軽減】

ツールの導入だけでなく、その後の運用やメンテナンスも専門家に任せることで、常に最新のセキュリティ対策を維持することができます。また、アップデートや脆弱性への対応について適切なタイミングで誘導してくれます。I T担当者が他の業務と兼務している場合、セキュリティ対策に十分な時間を割くことは難しい。情報の収集と精査など、社内リソースを圧迫することなくセキュリティの強化ができます。

4 最後に...セキュリティ専門家の正しい定義

中小企業が情報セキュリティ対策を進める際、専門家のサポートは非常に重要です。しかし、その専門家を選定する際には慎重さが求められます。一般的に、中小企業はI Tベンダーを専門家として頼ることが多いと思われるが、ここに一つの問題があります。それは、I Tベンダーが自社製品やサービスの販売を通じて利益を得る立場にあるという点です。このようなベンダーに依頼すると、彼らが提供するソリューションが自社製品に偏った提案になる可能性があります。つまり、ベンダーは利益のために自社製品を自然と推奨しがちであり、結果として中小企業にとって最適なセキュリティ対策が講じられないリスクが高まります。中小企業の立場に立った客観的な提案が期待できるかどうかが重要となります。

したがって、本当に中小企業にとって有益なセキュリティ対策を進めるには、第三者の立場で企業のニーズに合った解決策を提供できる専門家を選定することが肝心です。セキュリティ対策の目標は単にツールを導入することではなく、実際のリスクを減らし、企業を守るための長期的な戦略を構築することにあります。そのためには、独立した視点を持ち、特定の製品に依存しないアドバイスができる専門家と協力することが求められます。

- I T関連製品を販売、開発をしない
- I T業界歴が10年以上
- 経営経験がある

この3条件が揃えば、中小企業のセキュリティ対策をサポートする強い味方となるでしょう。中小企業の経営者は「製品を売ることが目的ではない」専門家を選び、信頼できるパートナーシップを築くことが、真のセキュリティ対策への第一歩となります。大阪府中央会では、セキュリティに関する各種相談に対応しています。自社に不安や悩みを抱えている方は、相談窓口にお問い合わせをするなど第一歩を踏み出していただきたいと思います。

大阪府中央会では中小企業組合等の事業活動に関する支援を行っています /

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部 連携支援課
TEL (06) 6947-4371

経営課題を専門家と共に解決

大阪府中小企業団体中央会
中小企業活性化サポートセンター

中小企業活性化サポートセンターは、経営、労務、税務、その他経営に関するあらゆる課題解決に向け登録専門家をコーディネートします。

＼こんなお悩みはありませんか？／

働き方改革

補助金申請

設備投資

事業承継

DX推進

海外展開

インボイス

人材確保

HP・SNS



大阪府中小企業団体中央会 中小企業活性化サポートセンターが、登録専門家を相談内容に応じてコーディネートします。

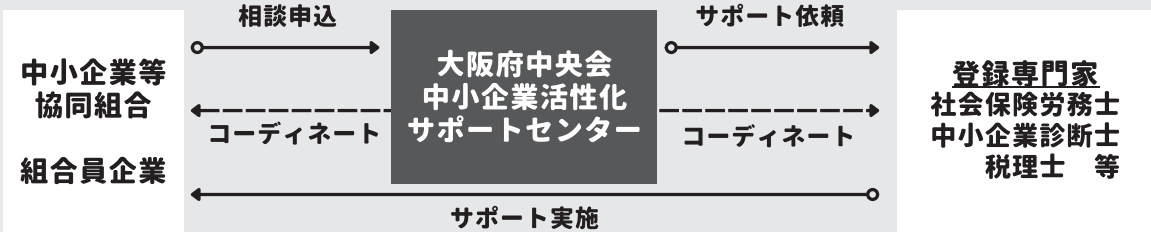
【STEP1 個別相談】

大阪府中央会会員組合並びに組合員企業、企業会員は【無料】

【STEP2 個別支援】

相談内容に応じて登録専門家をコーディネートします【有料】

サポートの流れ



大阪府中小企業団体中央会 中小企業活性化サポートセンター

住所：大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6F

担当：大阪府中小企業団体中央会 連携支援部 連携支援課

☎ 06-6947-4371

FAX 06-6947-4374

メー ル kasseika-support@maido.or.jp

詳細・申込用紙ダウンロード

大阪府中央会 サポートセンター



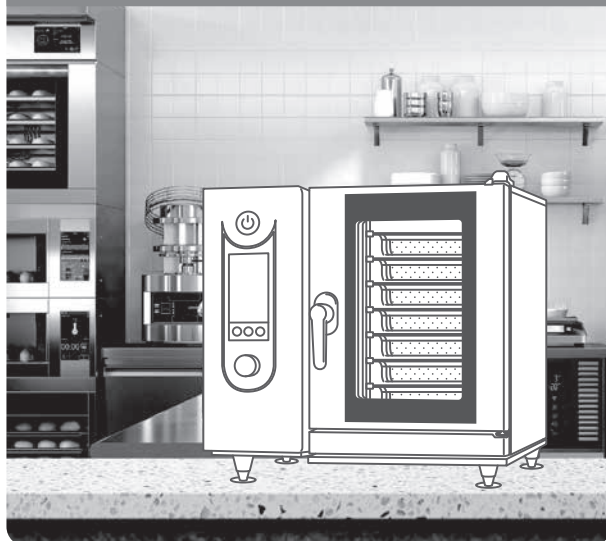
中小企業省力化投資補助金のご案内

大阪府中小企業団体中央会では、表記事業の地域事務局として、本事業の事務を行っています。

例えば、小売業 × 清掃ロボット



例えば、宿泊業 × スチームコンベクションオーブン



大阪府
中央会
お知らせ

中小企業の人手不足解消に効果のある「省力化製品」を導入するための補助金

中小企業 省力化投資補助金

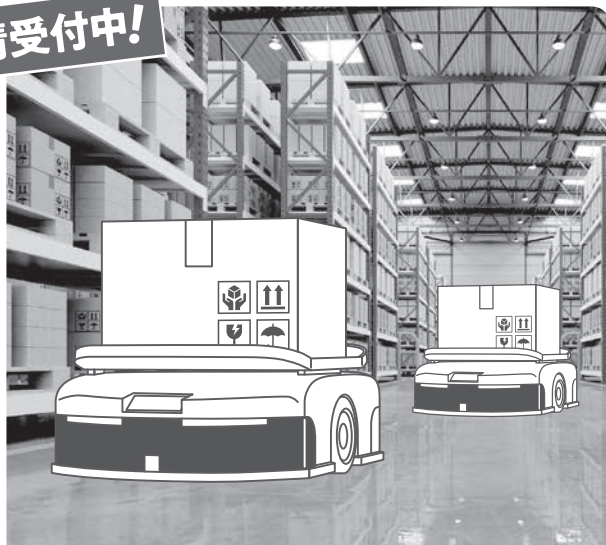
補助率

1/2

随時申請受付中!



例えば、飲食サービス業 × 券売機



例えば、製造業 × 無人搬送車

中小企業省力化投資補助金とは、

人手不足解消に効果があるロボットやIoT等の製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

対象製品のリスト(カタログ)に登録された
省力化製品から、自社の課題に合わせて
製品を選択できます!

「販売事業者」が
製品の導入を支援!
申請・手続もサポートします。

補助率は1/2!
補助上限額は
従業員数ごとに異なります。

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画※1に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件※2を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。
※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

● 補助対象製品のカテゴリ

どんどん拡大中!

- ▶ 清掃ロボット
- ▶ 配膳ロボット
- ▶ 自動倉庫
- ▶ 検品・仕分システム
- ▶ 無人搬送車 (AGV・AMR)
- ▶ スチームコンベクションオープン
- ▶ 券売機
- ▶ 自動チェックイン機
- ▶ 自動精算機
- ▶ タブレット型給油許可システム
- ▶ オートラベラー
- ▶ 飲料補充ロボット
- ▶ デジタル紙面色校正装置
- ▶ 測量機
- ▶ 丁合機
- ▶ 印刷用紙高積装置
- ▶ 印刷用インキ自動計量装置
- ▶ 段ボール製箱機
- ▶ 近赤外線センサ式プラスチック材質選別機
- ▶ デジタル加飾機
- ▶ 印刷紙面検査装置
- ▶ 鋳物用自動バリ取り装置
- ▶ 自動調色システム
- ▶ 蛍光X線膜厚測定器
- ▶ 自動裁断機 など

※一部の省力化製品については、置き換えであっても交付申請可能です。

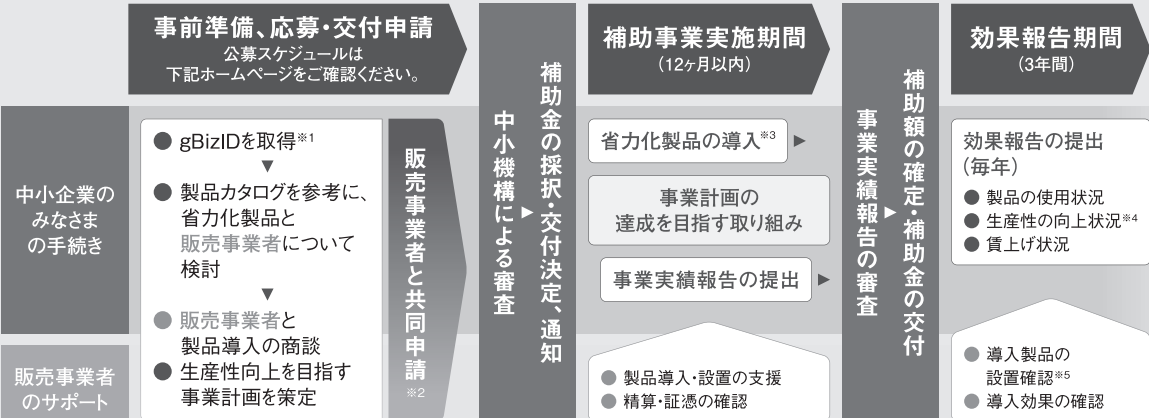
● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合
5名以下	1/2	200万円	300万円に引き上げ
6~20名		500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。

※補助上限額を引き上げたが事業終了までに賃上げ未達の場合は、補助額の減額となります。

● 申請から事業完了までの流れ



※1. 申請にはgBizID(アカウント)の取得が必要です。取得には一定期間を要しますので、お早めにお手続きください。※2. 中小企業のみなさまは、販売事業者からメールにて【招待(インビテーション)】していただいた後、専用フォームからの申請が可能です。※3. 購入した製品の売却や転用、破棄などには制限が課され、残存簿価相当額などを返納いただく必要があります。※4. 人員整理・解雇を行っていた場合は、交付決定の取消となる場合があります。※5. 確認できない場合は、交付決定の取消となる場合があります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで

あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話などからの
お問い合わせ

03-4335-7595

省力化製品に関わる

工業会・製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録
サポートセンター

03-6746-1530
でご相談受付中!

● 受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直しください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

詳細
リンク

面談のご予約はこちらから

<https://www.maido.or.jp/chuokaianai/jisshijigyo-nav/shoryokuka/>



各種共済制度のご案内

大阪府中小企業団体中央会

法人向け福利厚生共済制度

P.34

特定退職金共済制度

従業員の退職金積立制度

- 中小企業の従業員のための安定した退職金制度をサポート
- 月額1,000円から計画的な退職金の準備をサポート

オーナーズプラン

経営者のリスクマネジメントのための生命保険

- 経営者のリスクマネジメントをサポート
- 役員の退職金・老後の生活資金をサポート
- 総合保障型から医療・がん・介護の単品型まで幅広いニーズをサポート

パートナーズプラン

従業員の福利厚生をサポートするための生命保険

- 従業員の福利厚生をサポート
- 入院・通院費用をサポート

経営者・従業員総合補償制度

P.35

まい・ドリーム

従業員のライフスタイルに合わせて選べる保険

情報セキュリティサポート保険制度

P.36

ウイルス感染のおそれの際の調査や、改正個人情報保護法対応にも活用可能！

中央会ビジネスJネクスト (業務災害補償保険)

企業を労働災害リスクから守るための 傷害保険

- テレワークに潜む労務リスクをサポート
- 万が一の事故に備えて従業員の安心をサポート

ビジネス 総合保険制度

P.37

企業を事業経営リスクから守るための 保険

- マイカー・自転車通勤の事故をサポート
- 施設リスク・業務リスク・生産物リスクの賠償責任をサポート

業務災害補償制度

P.38

- 1事故あたり最高5億円までの労災賠償に備える
- 政府労災保険の認定を待たずに保険金の支払いが可能
- 保険料は売上高で算出できます

集団扱自動車保険制度

P.39

- 会員事業者および会員事業者の従業員のみなさまにご利用いただける自動車保険

各種
共済制度

大阪府中小企業団体中央会共済制度 法人向け福利厚生共済制度

+++ 経営者の方へ +++

特定退職金共済制度

従業員のみなさまの退職金の準備

+++ 経営者・役員の方へ +++

オーナーズプラン

経営者が万一の時
入院等による休業時

事業保全
資金の準備

経営者の
みなさまの

事業承継・
相続税の準備

経営者・役員の
みなさまの

退職慰労金・
弔慰金の準備

+++ 従業員の方へ +++

パートナーズプラン

従業員のみなさまの保障準備

オーナーズプラン・パートナーズプランは月払契約の場合、団体扱となり、
一般扱(口座振替月払等)でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※団体扱とは、中央会が団体扱として申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
※中央会が事前に認めた会員組合に所属する組合員(法人または個人事業主)、および当該組合員事業所に勤務する役員・従業員が対象となります。
※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。
※詳細は、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」
「ご契約のしおり一約款」および大阪府中小企業団体中央会の「退職金共済規程」等を必ずご覧ください。

特定退職金共済制度

〈実施団体〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

〈引受保険会社〉大樹生命保険株式会社

〈お問い合わせ〉大樹生命保険株式会社 大阪支社

〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 5階 ☎06-6225-0811

オーナーズプラン・パートナーズプラン

〈お問い合わせ〉大阪府中小企業団体中央会

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

大樹-KB-2022-903 K-2023-1002(2023.4)

保険期間	7月1日～1年間
加入日	毎月1日

大阪府中小企業団体中央会 経営者・従業員総合補償制度

(傷害総合保険・所得補償保険)

まい・とりーむ

※「まい・とりーむ」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のペット・ネームです。

ライフスタイルに合わせて選べる保険



傷害総合保険

天災危険補償タイプを選べば
万一の地震・噴火等によるケガも補償されます。

- 保険料月々1,300円からのケガの補償
- 「仕事のみ補償」「24時間補償」など
多彩なバリエーションをご用意
- 入院・通院とも1日目から補償



所得補償保険

休業補償の決定版！

- 病気・ケガが原因の就業不能中の所得を補償
- 補償の期間が最長1年間の安心補償
- 入院中はもちろん医師の指示に基づく自宅療養中も補償

団体割引
20%

過去の損害率による割増20%



保険期間

2024年7月1日～
2025年7月1日

※保険期間の途中ででもご加入いただけます。



中小企業の
福利厚生にぴったり



健康保険、労災、生命保険
などとは別にお支払い

※この広告は商品の概要を紹介したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧ください。または下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。

普及推進保険会社

損害保険ジャパン株式会社
TEL:06-6449-1050

三井住友海上火災保険株式会社
TEL:06-6233-1536

東京海上日動火災保険株式会社
TEL:06-6910-5564

お問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050

SJ23-01303 2023年5月8日作成

各種
共済制度

新発売

インターネットのリスクに備える

情報セキュリティサポート保険制度



情報化社会をとりまく新たなリスクから、貴社をお守りいたします。

ウイルス感染のおそれの際の調査や、
改正個人情報保護法対応にも活用可能!

特長1

充実した補償



SUPPORT

万が一の情報漏えいや外部からのサイバー攻撃の発生時など、またはそのおそれがある際に、損害賠償や事故対応にかかる一連の費用を、しっかりと補償します。

賠償責任の
補償

対応費用の
補償

+

これが
大事!

感染したパソコンの調査費用
再発防止にかかる費用
など

さらに、各種のオプション補償をご用意しております。

特長2

もしもの時に 頼れるサービス



万が一の事故発生時にも、安心して
対応を進めていただくことができます。

緊急時に
何をすべきか
わからない

対応する要員や
ノウハウがない

事故発生時の
相談サービス

+

一連の対応を
支援するサービス

最大で60%以上の割引を適用^(※)

※セキュリティ対策確認シートの提出による割引を適用した場合

詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■本チラシは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とするサイバー保険団体契約の概要を説明したものです。

【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

大阪金融公務部第一課

住所: 大阪市西区江戸堀1-11-4

TEL: 06-6449-1050 (平日午前9時から午後5時まで)

【募集文書作成担当店】

損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3820

<受付時間> 平日: 午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

主取扱代理店

TEL: 06-6949-4371 (平日午前9時30分から午後5時まで)

大阪中央合同会社

住所: 大阪市中央区本町橋2番5号マイドームおおさか6階

担当: 岡部

(SJ23-14785 2024.02.08)

全国中小企業団体中央会の



お得な保険制度をご存じですか？

ご存じですか？

「ビジネス」ネクスト

－ 業務災害補償保険 －



保険料の
割引

最大約**58%**割引※

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%を適用した場合
(リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

各 種
共済制度

ご存じですか？

「ビジネス総合保険制度」

－ 企業総合賠償責任保険 －



保険料の
割引

最大約**28%**割引※

※スケールメリットによる割引10%、リスク状況による割引20%を適用した場合
(リスク状況による割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

※このチラシは、「ビジネス」ネクストとビジネス総合保険制度の「リスク状況による割引」の概要をご説明したものです。
詳細は『商品パンフレット』等をご覧ください。またご不明な点については担当者までお問い合わせください。

代理店・扱者

大阪中央合同会社

住所：大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階

TEL: 06-6949-4371

FAX: 06-6949-4372

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 大阪北支店 大阪北第三支社

住所：大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル14F

TEL: 06-6229-3269

FAX: 06-6229-3284

2020. 7 / AYG11 / D

業務災害補償制度

(事業活動総合保険)

近年、過労死や心の病による労災請求が急増
企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています！



使用者責任を問われる 可能性があります

労働契約法 第5条【平成20年3月1日施行】において、安全配慮義務の明文化がなされました。

補償(賠償)額が高額になります

労災保険では、「慰謝料」について補償されません。

参考データ 高額民事損害賠償事例

※損保ジャパン調べ

判決認容額	業 種	判決年	症 状	原 因
1億9,869万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	平成 6年	頸椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成 8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

業務災害補償制度の特長

個別で加入するより最大**30%~割安** (※1)

POINT 1

全国中小企業団体中央会の
スケールメリットにより、
低廉な保険料を実現

POINT 2

「使用者賠償責任保険」
を標準セット

1事故あたり最高**5億円**
までの労災賠償に備える

POINT 3

政府労災保険の
認定を待たずに
保険金の支払いが可能

POINT 4

保険料は
売上高で算出
できます

保険期間 2024年10月1日～1年間(中途加入は毎月受付中)

本内容は業務災害補償制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(※1) 団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

お問い合わせ先

〈引受保険会社〉
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部第一課
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL:06-6449-1050 FAX:06-6449-1388
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

〈取扱代理店〉
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドーム大阪6F
TEL:06-6949-4371

保 険 契 約 者 全国中小企業団体中央会
制 度 推 進 大阪府中小企業団体中央会
TEL:06-6947-4370

SJ24-08931 (2024年10月15日作成)

2023年1月1日以降始期契約用

大阪府中央会会員組合の企業・従業員の皆さまへ！ **大樹生命**
日本生命グループ

集団扱自動車保険 制度のご案内



集団扱の3つのメリット

メリット1

集団扱は保険料がおトク！

一般分割
口座振替 12回払

7,490円
(月払保険料)
年間保険料
89,880円



集団扱 12回払

7,140円
(月払保険料)
年間保険料
85,680円

月々
- 350円



年間保険料では
4,200円もおトク！



各種
共済制度

『GK クルマの保険（家庭用自動車総合保険）』 保険料例の試算条件（1年契約の場合）

- 始期日：2023年1月1日 ■ 初度登録：2020年12月 ■ 記名被保険者：個人＜35才＞ ■ ゴールド免許割引適用 ■ 日常・レジャー使用
- 自家用普通乗用車 ■ 型式別料率クラス：車両7・対人・自損9・対物9・傷害9 ■ 11等級 ■ 事故有係数適用期間：0年 ■ 35才以上補償
- 対人賠償保険：無制限 ■ 対物賠償保険：無制限（免責金額：なし） ■ 対物超過修理費用特約：あり
- 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約：あり ■ 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約：あり
- 人身傷害保険：5,000万円（自動車事故特約をセット） ■ 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約：あり
- 傷害一時金（1万円・10万円）特約：あり ■ 車両保険：あり（一般補償、保険金額：100万円、免責金額：0-10万円）
- 全損時諸費用特約：あり ■ ロードサービス費用特約：あり ■ 新車割引：適用 ■ 車両保険無過失事故特約：あり
- 自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約：あり（傷害定額払保険金額：300万円）

メリット2

ご契約時に現金は不要

保険料は保険始期月の2か月後から口座引落としになりますので、現金のご用意は必要ありません。
しかも集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。



メリット3

等級の継承が可能

無事故によるノンフリート等級を引き継ぐことが出来ます。

※一部等級が継承できない共済がございます。



- このチラシは集団扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット等をご覧ください。
また、ご不明な点については取扱代理店までお問い合わせください。
- お見積りをご希望の方は担当者にお知らせください。

大樹生命保険株式会社

■ 大阪支社 (TEL)06-6225-0811 大阪府中央部など担当
■ 南大阪支社 (TEL)06-6621-2531 大阪府南部など担当
■ 北大阪支社 (TEL)072-644-2352 大阪府北部など担当

大阪府中小企業団体中央会の主な行事予定

11月 8日(金)	行事 資金繰り・価格転嫁対策セミナー ところ マイドームおおさか 8階 第3会議室	
11月10日(日) 11月12日(火)	行事 大阪ユニークもん博覧会2024 ～大阪のええもん！うまいもん！大集合フェスタ～ ところ なんば広場（大阪市中央区難波五丁目）	
11月13日(水) 12月11日(水)	行事 中小企業のための無料法律相談会・無料労務経営相談会 ところ マイドームおおさか 6階 詳細 https://www.maido.or.jp/chuokaiannai/jisshijigyo-nav/houritusoudannkai/	
11月29日(金)	行事 第2回組合代表者並びに事務局責任者合同会議 ところ シティプラザ大阪 4階「眺」 及び同時ライブ配信	
10月25日(金) ～令和7年 2月18日(火)	行事 「中小企業組合運営指導事業」 Web研修会 詳細 https://www.maido.or.jp/2024_uneisidou/	

大阪府中央会WEBサイトでは以下の情報を随時更新しています

【大阪府中央会の主な実施事業】

<https://www.maido.or.jp/media/事業実施報告/>



【セミナー・イベント情報】

https://www.maido.or.jp/news/news_category02/



メール情報配信サービスのご案内

中小企業及び中小企業組合の皆様へ、中央会からのお知らせや中小企業施策など経営に役立つ情報をメールでいち早くお知らせしています。

ご登録はこちらから ➡



価格 一部400円(消費税込)

発行所 大阪府中小企業団体中央会

大阪市中央区本町橋2番5号
マイドームおおさか6階
TEL (06) 6947-4370
FAX (06) 6947-4374

編集兼発行人 柴田昌幸

印刷所 株式会社 関西共同印刷所

大阪市北区大淀中3丁目15-5
TEL (06) 6453-2564(代)

安心

安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金に不安を感じたら

無理のない月額で積立をしたい

制度の特長

1

経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3

受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

・月々の掛金は
1,000円から

・契約者貸し付けの
利用が可能

・共済金の受給権は
差押禁止

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

令和5年9月からオンライン手続きスタート

ご要望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。新規加入、掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、氏名・住所等の変更 など

小規模企業共済制度の詳しい内容は

2次元コード又はホームページから
ご確認ください。

小規模共済

検索



Be a Great Small.

中小機構

大切な資産を、着実に増やしたい方を応援します。

個人向け新型定期預金

マイハーベスト

マイハーベストの特徴

有利な金利設定

通常の定期預金(固定金利)
よりも有利な金利を
ご提供します。

安全・確実に 資産を運用

元金は当金庫が保障し、
満期まで変わらない固定金利で
お預かりします。

選べる期間

お客さまの資金計画に合わせて
期間1年、2年または3年が
お選びいただけます。

お預け入れは 50万円から

お気軽に始められる
お預け入れ金額です。

お近くの商工中金へ、お気軽にどうぞ。

大阪支店

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目7番13号
(地下鉄四ツ橋線本町駅23番出口)
電話(06)6532-0894(直)

堺支店

〒590-0972 堺市堺区竜神橋町2丁目1番2号
(南海本線堺駅南口を南へ80m)
電話(072)232-9441(代)

船場支店

〒542-0081 大阪市中央区南船場1丁目18番17号
(地下鉄堺筋線・長堀鶴見緑地線長堀橋駅1番出口前)
電話(06)6261-8431(代)

東大阪支店

〒577-0013 東大阪市長田中2丁目1番32号
(地下鉄中央線長田駅2番出口上がる西200m)
電話(06)6746-1221(代)



人を思う。未来を思う。

商工中金